

柏市議会令和8年第1回定例会会議録（第5日）

令和8年3月6日（金）午後1時開議

議事日程第5号

日程第1 質疑並びに一般質問

日程第2 休会に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（34名）

1 番 矢 澤 英 雄 君	2 番 田 口 康 博 君
3 番 福 元 愛 君	5 番 内 田 博 紀 君
6 番 永 山 智 仁 君	7 番 上 橋 しほと 君
8 番 北 村 和 之 君	9 番 小 川 百合子 君
10 番 村 越 誠 君	11 番 渡 邊 晋 宏 君
12 番 桜 田 慎太郎 君	13 番 平 野 光 一 君
14 番 武 藤 美津江 君	15 番 佐 藤 浩 君
16 番 林 紗絵子 君	17 番 鈴 木 清 丞 君
18 番 渡 辺 裕 二 君	19 番 伊 藤 誠 君
20 番 小 松 幸 子 君	21 番 塚 本 竜太郎 君
22 番 阿比留 義 顯 君	23 番 円 谷 憲 人 君
24 番 後 藤 浩一郎 君	25 番 末 永 康 文 君
26 番 渡 部 和 子 君	27 番 山 田 一 一 君
28 番 松 本 寛 道 君	29 番 岡 田 智 佳 君
30 番 中 島 俊 君	31 番 林 伸 司 君
33 番 田 中 晋 君	34 番 助 川 忠 弘 君
35 番 古 川 隆 史 君	36 番 坂 卷 重 男 君

欠席議員（1名）

4 番 若 狭 朋 広 君

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市 長 太 田 和 美 君	副 市 長 染 谷 康 則 君
副 市 長 山 田 大 輔 君	上 下 水 道 事 業 者 飯 田 晃 一 君
危 機 管 理 部 長 熊 井 輝 夫 君	管 理 者 総 務 部 長 鈴 木 実 君
企 画 部 長 小 島 利 夫 君	財 政 部 長 中 山 浩 二 君

広報部長	稲荷田 修一 君	広報部理事	宮本 等 君
市民生活部長	永塚 洋一 君	健康医療部長	高橋 裕之 君
健康医療部理事	吉田 みどり 君	健康医療部理事	小倉 孝之 君
福祉部長	矢部 裕美子 君	こども部長	依田 森一 君
環境部長	後藤 義明 君	経済産業部長	込山 浩良 君
都市部長	坂齊 豊 君	都市部理事	沢 吉行 君
土木部長	内田 勝範 君	消防局長	本田 鉄二 君
会計管理者	荒巻 幸男 君	上下水道局理事	小川 靖史 君
〔教育委員会〕			
教育長	田牧 徹 君	教育総務部長	中村 泰幸 君
生涯学習部長	宮本 さなえ 君	学校教育部長	平野 秀樹 君
〔選挙管理委員会〕			
事務局長	関野 昌幸 君		
〔農業委員会〕			
事務局長	石原 祐一郎 君		
〔監査委員〕			
代表監査委員	高橋 秀明 君	事務局長	田口 大 君

職務のため議場へ出席した者

事務局長	高村 光 君	議事課長	木村 利美 君
議事課主幹	藤井 淳 君	議事課主査	松沢 宏治 君
議事課主任	篠原 那波 君	議事課主事	小川 熙 君
議事課主事	長瀬 めぐみ 君		

○ 午前 1時開議

○議長（坂巻重男君） これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 日程に入ります。

○議長（坂巻重男君） 日程第1、議案第1号から第44号についての質疑並びに一般質問を行います。

発言者、佐藤浩さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔15番 佐藤 浩君登壇〕

○15番（佐藤 浩君） 共創かしわ、佐藤浩でございます。所属政党、日本維新の会です。まずは、3月2日に亡くなられました橋口幸生議員に対して追悼の意を表したいと思っております。私も建設経済環境委員会で御一緒させていただいて、いつも爽やかな笑顔で頑張っているかとか元気かとか声をかけていただいて、本当にそのほかにもいろいろな面でお世話になって、62歳の今回のことは非常に残念でなりません。あのたくましい二の腕をもう見れないのかと思うと、本当に残念でなりません。御自身では、遺伝だとか体質で腕がたくましいんだとおっしゃっていましたが、私はきっと筋トレをしていたのではないのかと今でも思っておりますが、本当に

早い御逝去に際して残念な気持ちであります。

それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきます。まず、共同親権についてお伺いいたします。日本は、1994年に子どもの権利条約を批准しました。その9条第3項は、以下のように規定されています。条約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方または双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重するとあります。2024年5月に公布されました改正民法では、父母が離婚後も子供の養育に関わり、その責任を果たすためになされた77年ぶりの民法大改正です。この4月から施行されます。私は、共同親権最大のポイントは離婚した片方の親が未来永劫子供と会えなくなることの解消だと思っています。それを法律が単独親権という形で補助してしまっていたようなことに対する是正です。ちなみに、今回DV親というのはこの考え方の趣旨からは私は除外して質問をさせていただきます。この民法改正、選択制共同親権を各自治体が市民に周知活動を行っています。その先進事例としては、東京都足立区、大阪府大東市などが挙げられておりますが、法務省のQ&Aへのリンクもぜひ柏市にて行ってほしい周知方法であります。この法務省のQ&A形式の解説資料（民法編）であります。その4番には親権の行使方法等、今度共同親権になる場合もあるわけですから、大きく変わるところですが、新民法824条の2の関係ですが、このQ&AのQ4-20には、クエスチョンとして親権を持つ別居親から運動会や卒業式等の学校行事の参加の希望を受けた場合、学校はどのように対応すべきか。これが単独親権でも非常に問題になっていたところで、まだ離婚が成立していないということは2人とも、母も父も親権を持っているわけです。ですが、同居している親は学校の行事に参加しますが、この2人がもめている場合、学校行事の運営の妨げになるということで別居親のほうは学校行事に参加することが今までできなかったケースが非常に多い。非常に多いというよりほとんどできなかったと言ってもいいと思います。では、今回から学校はどのように対応するのかですが、アンサーとしては運動会や卒業式等、学校が児童生徒の保護者に参加を呼びかけた学校行事については、親権者として事前に申し出ている者から参加希望があった際には基本的に学校は親権者の参加を認めることができるとあります。これが大原則なんです。認めることができるということなので、しなければならないという規定ではないんですが、認めることができるというふうに大幅に前進したと言ってもいいと思いますが、原則はここです。続いて、一方学校が同居親から事前に別居親の参加の制限に関する申出を受けた場合であって、来させないでくれということ。内容がそれ以前に親権者から申し出られている協議結果と異なっている場合や親権者間の協議結果が学校に対して申し出られていない場合、聞いていないとか話が違うよというような場合ですが、学校は親権者間で協議し、その結果を学校に報告することを求めることが考えられると。要は親権者間でちゃんと話し合っ決めてくれと、学校はその関与する立場じゃないよということなんです。また学校には親権者間の協議の内容の是非を判断する権限がないということを念頭に、ここは非常に私はポイントだと思っています。ですが、もう一度言いますが、学校には親権者間の協議の内容の是非を判断する権限がないということを念頭に、別居親の学校行事への参加については親権者が事前に協議を行い、学校や教育委員会等に対してあらかじめ申し出ることが学校における円滑な対応に資すると考えられるという法務省のQ&Aにはあるんですね。これが大原則です。なお書き、ただし書がこの後にあるんですが、なお運動会や卒業式等の学校が保護者に参加を求めているものに参加する行為は、通常は監護及び教育に関する日常の行為というのに該当すると考えられているため、父

母双方が親権者である場合であっても各親権者は単独で自己の参加に関する判断を行うことができる、ここも非常にポイントなんです、各親権者が単独で自己の参加に関する判断を行うことができるという、ここも大きな前進であります。もちろんこの後ただし書で例外がありまして、父母が学校行事の現場で高葛藤状態にあり、その参加が学校行事の運営に混乱を来す可能性が高いといった理由がある場合などには、学校は学校管理の観点から行事参加を制限するといった対応を取ることも考えられるとあります。もちろんこれ法律の組立てを行政の方はよく御存じだと思うんですが、まず大原則があって、その後ただし書で例外規定が置かれるというのが法律の組立てであります、このただし書はあくまでも例外であって、大原則はそうじゃないんだというところをぜひ行政の皆さんも、学校の問題ですから特に教育委員会の皆さん、この点をよく御理解いただければと思います。そこで、お伺いいたしますが、柏市として民法改正、選択制共同親権についての柏市としての周知方法はどうなっておりますか。2点目として、他自治体のように法務省のQ&Aのリンクについても周知するべきと考えておりますが、現時点ではどうなっているか、今後の予定を含めて教えてください。

2点目ですが、柏たなか駅のエスカレーター設置、シェルター設置についてお伺いいたします。柏たなか駅周辺の人口増加は行くたびに感じられるところでありまして、開業以来の1日平均乗車人員は千葉県統計年鑑によりますと2005年に、これ開業年ですかね、開業した頃ですよ、1,587人、翌年2006年に2,060人、ちょっと飛びまして2012年に3,000人を突破し、2015年には4,000人を超え、2018年には5,000人、2021年には6,000人を突破し、翌年2022年には7,000人台に乗り、2024年には8,049人となりました。このところのここ数年の伸びは非常に顕著なところがあります。開業の年が2005年、1,587人で2024年が8,049人ですから、非常に増えております。ちなみに、この駅舎の外装なんです、都市高速鉄道研究会編集つくばエクスプレス建設物語によりますと、この柏たなか駅の駅舎の外装は利根川の流れや魚をイメージしているということを私も今回いろいろ調べていて初めて知ったところであります。また、日刊建設新聞の2025年10月3日の千葉版によりますと、駅周辺地区の人口、この駅周辺地区をどこからどこまで指すのかというちょっと明確な文章はなかったんですが、2007年には、開業してちょっと後ですね。743人なんですね。これが2024年には1万2,037人へと急増しているんですよ。この駅周辺というのはどこからどこまで指すのかで問題が非常に関わってくると思うんですが、743人から1万2,037人へと増えているというのは、これちょっと驚きの数字だなと思いました。エレベーターは東西両口に1基ずつありますが、エスカレーターはなかったもので、その設置の必要性は十分理解できる場所です。私は、自由通路のシェルター、雨よけですね、設置することを高く評価したいと思っております。非常にこの自由通路長いので、やっぱり雨が降った日などは雨よけがあったほうがいいだろうと前々から思っておりました。この設置工事は、施工業者がメーカーにエスカレーターの生産を発注して、西口に2基、東口に2基順次設置するそうですが、これは受注生産ということになるんですかね、メーカーのこのエスカレーターというのは、これは、お伺いしたい点の1点目ですが、上り下りで2基という計算でよろしいのでしょうか。それとも、上りだけ2基つけるとか、そういう計算なんですか。その点について教えてください。また、エスカレーターの生産は、先ほど述べましたが、前日新聞にも出ておりましたが、国内主要メーカーに対するヒアリングでは都内の再開発などにより生産が受注に追いついていない状況であるそうです。このエスカレーターの生産の遅れの懸念については、柏市としてはどのようにお考えですか、お答えください。また、シェルター、雨

よけは、エスカレーター部分は覆わないのか、これ3点目、お伺いしたいことの3点目、4点目が自由通路のシェルター部分は通路を全部覆う形になるのか、ちょっと端っただけ残すような形になるのか、それはどうなっておりますか。また、それと関連しますが、シェルターの支柱はどの部分に立てるようになるのか。今のこの両脇にある壁というか、柵というか、その上の部分に立てるのか、それより1段中に入った部分に立てるのか、そういったシェルター設置全体像のイメージを教えてくださいたいと思います。4点お答えください。

続いて、国旗及び国歌に関する法律のことについてお伺いいたします。国旗及び国歌に関する法律は、平成11年8月13日に施行されました。国旗を日章旗、いわゆる日の丸ですよ、国歌を君が代と規定した法律は、実はこの法が最初なんです。では、その以前はどうであったのかといいますと、明治3年の太政官布告第57号、郵船商船規則で商船用の国旗を示す旗として御国旗が制定されていまして。この規格は、現行とは若干異なっておりました。また、商船、船に旗立てろというような規則だったんですが、もう一つ、大喪中ノ国旗掲揚方というのがあります。大正元年の閣令、これは明治憲法下での内閣総理大臣が発した命令ですが、この大喪中ノ国旗掲揚方というのは現在では内閣府令と同様に取り扱われております。明治天皇の崩御により執り行われる大喪に際して定められたものにも、この日の丸ですね、関しての記述があります。また、戦後も複数の法令の条文中に国旗という言葉がありまして、国旗が定められていないんですが、国旗という言葉がありまして、日本国旗が存在することが当然の前提とされていることを捉えていました。例えば昭和23年の海上保安庁法第4条3項、昭和27年の保安庁法第83条第1項、昭和29年の自衛隊法第102条第1項、昭和34年、商標法第4条第1項1号などが挙げられます。平成初期から学校の入学式、卒業式における日章旗掲揚に関わる問題が頻発するようになり、掲揚に反対する方たちと管理職、教職員とのトラブルが頻発するようになりまして、平成11年には広島県立世羅高校の校長が卒業式前日に自殺し、それは君が代斉唱や日章旗掲揚に反対する方々と文部省の通達との板挟みになったからだという説があります。ちなみに、この法律制定前までは国歌には法的根拠はありませんでした。国歌斉唱の取扱いというのは、文部大臣の通達や学習指導要領によるものでした。そこで、卒業式、入学式で国旗掲揚、国歌斉唱を行っている、いないの実施状況について、柏市内の実施状況についてお聞きしたいのですが、聞き取りの中で勉強させていただきました。これについてのアンケートは、実施状況のアンケートですね、県から柏市、柏市から学校、学校から今度県へ報告が行って、県から市に報告が来て、市が学校に不実施の場合ヒアリングをするというルートになっています。行き方と戻り方がちょっと違うんですよ。そこで、お伺いしたいと思います。1点目、柏市内の市立学校で不実施校は何校ありますか。2点目として、そのやらない理由は何でしょうか。3点目として、実施状況のアンケートを県が実施するという理由はなぜでしょうか。また、いつ始まったのでしょうか。柏市が不実施校にヒアリングした後の実施を求める対応はどのようになっているのか、4点についてお伺いをいたします。もし不実施校がなければ、ないという答弁で結構です。

続きまして、学校給食センターについてお伺いいたします。令和6年3月の柏市学校給食将来構想（概要）に学校給食提供方式の方向性があり、2番目の学校給食センターは建て替えることとしますとあります。今回の議案に出ております土地の存在は、令和3年4月から把握していたそうです。令和4年9月の重要土地等調査法の施行も非常にこの土地の取得と関係しているのかなというふうに私は推測をいたします。この土地の令和7年第2回定例会の補正予算

での額は1億2,500万円でした。今回の購入額の決定では1,150万円となっています。約10分の1です。この価格の安くなった理由は何でしょうか、お尋ねいたします。質問の1点目です。また、この地域は、人工河川、金山落付近で発がん性のおそれが指摘される有機フッ素化合物、PFASが検出されている地域です。特にPFOS、PFOAの毒性の強さは知られているところです。このことを聞き取り時にお聞きしたところ、井戸水ではなく完全に水道水だから大丈夫ですとのことでした。それは非常に理解するところであります。私が懸念するのは、水そのものよりこの土壤汚染です。築地市場から豊洲市場に移転するときも地下水汚染、土壤汚染が問題となりました。そこで、お尋ねいたします。今度質問の2点目になりますね。土壤汚染調査は行われているのでしょうか。汚染土壤があるとしたら、その上に盛土、きれいな土ですね、汚染されていないきれいな土を盛土したりするような予定はあるのでしょうか、お答えください。

次に、行政不服審査法に関する質問をいたします。今回の議案番号の2にも関する質問です。昨日もとある市民の方から書面を頂きまして、審査請求された令和6年第1号と第2号についての裁決に関する御不満についてです。ちょっと内容的に調べてみないとよく分からない部分もあるんですが、例えば行政不服審査法を一般法とすれば、特別法に当たる消防法に再審査請求の規定があるかどうかというようなことはちょっと調べてみなければ分からないので、この頂いた書面については現時点では何とも言えないところなんです。2014年3月に改正行政不服審査法が成立しました。それまでの行政不服審査法からの全面改正です。主な改正点としては、1、審理員制度の導入、処分に関与しない者が審理員として手続を行う。ここは次に質問する行政手続法との最大の違いでありまして、処分に関与している者でも関わるという行政手続法との最大の違いだと思います。2点目として、第三者機関、これが行政不服審査会に当たるんですが、第三者機関が点検することの導入、3点目として証拠書類等のコピー、それまでは閲覧しかできなかつたんですよ。4点目として、口頭意見陳述における処分庁に対しての質問権、それまでは行政不服審査を受けても口頭で自分で意見を陳述する場面が国民サイドにあるんですが、処分庁に対しての質問権とかはなかつたんですよ。5点目として、標準審理期間の設定、いつ終わるんだというような不満が多くて、標準的な審理期間というものを明示することの設定などが挙げられます。行政不服審査法の目的条文である第1条には、違法または不当、これは裁判じゃないので、不当という言葉が入るんですが、処分その他公権力の行使に当たる行為に関し簡易迅速、これがその期間が設定された理由でもあるんですが、簡易迅速かつ公正な手続の下で、ちょっと略しますが、国民の権利、利益の救済を図り、行政の適正な運営を確保するとあります。これが行政不服審査法の目的なんですよ。今回の議案第2号で、現行の柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会から今回は柏市行政不服審査会へと改編されて、もう一つ審議会で行きますけど、柏市行政不服審査会へと改編されることを私は非常に高く評価させていただきたいと思います。そこで、お伺いをいたします。1点目として、行政不服審査会の委員報酬が2万4,000円となります。これでも安いと思うんですが、報酬額改定の趣旨についてお尋ねします。2点目として、行政不服申立ての件数と主な内容について教えてください。3点目として、審査請求を経ないでいきなり行政事件訴訟になってしまうケースというのもあると思うんですが、実際にはどのくらいあるのか、その内容はどうか、お尋ねいたします。4点目として、柏市では審査請求に対して審理員を誰をどう選んでいますか。その選び方、そしてどのような方がなるのかについてお尋ねいたします。

最後に、行政手続法、柏市行政手続条例の一部改正について、議案第3号、第5号についての関連についてお尋ねいたします。議案説明資料の2ページの2に行政手続法が改正され、法令に基づく不利益処分を行う際の聴聞等の通知に係る公示送達の方法について前ページ1のとおり改正があったことから、この改正に準じて柏市行政手続条例に定める条例等に基づく不利益処分を行う際の、ちょっと以下略としますが、法改正に準じて法の趣旨にのっとり条例も改正するということでもあります。今申しましたこの聴聞というのは、処分される側の話も聞きましょうという手続なんです。そもそも行政手続法の最後の条文46条には、第7章、補則ですが、地方公共団体の措置という項目があります。地方公共団体は、行政手続法で適用除外とされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講じるよう努めなければならないというように46条にありまして、これを受けて各地方公共団体はそれぞれ行政手続条例を定め、対応しています。法にのっとり地方は地方で手続条例をつくってくれということなんです。ここで伺います。柏市行政手続条例と行政手続法で違いのある部分を御説明ください。例えば法に定めがなく条例にあるもの、また逆に法に定めがあって条例にないもの、このことについて御説明をいただきたいと思っております。2点目として、行政手続法第3章、不利益処分では、13条で不利益処分をしようとする場合の手続が定められています。意見陳述のための手続ですが、簡単に言うと重要な項目に対する意見陳述は聴聞と言って、軽微なものは弁明の機会の付与というふうに言われています。ここで、お聞きします。意見手続の聴聞、弁明の機会の付与の主立ったもの、柏市で行われているものですが、それについて教えてください。次、3点目の質問ですが、聴聞を行うに当たっては、事前に不利益処分の名宛て人となるべき者に対して事前に通知しなければならない事項が15条1項で定められています。これは、不利益処分の名宛て人が期日において、聴聞期日ですね、期日において実効的に自己の防衛権を行使するためのものです。不利益処分をこれからしようと、されようとしている側にも自己の防衛権をしっかり認めていこうという趣旨なんです。この聴聞を仕切るリーダーを主宰者と呼びます。これ行政側の人ですよ。柏市では、この主宰者はどんな部署のどんな方がつくことになっていきますか、これについて教えてください。4点目として、適用除外と部分社会の法理について伺います。新日本法規2021年2月10日の記事によりますと、地方議会の議決に対する司法審査の範囲を拡大した最高裁大法廷判決という文章を紹介しております。ちょっとこの文章を紹介させていただきますが、最高裁の大法廷判決、令和2年11月25日判決は、地方議会の議員に対する出席停止の懲罰決議をめぐり、従前議会の議決は除名を除くと原則として司法審査の対象にならないとしていた大法廷判決、これは最高裁昭和35年10月19日という、昭和35年ですから、実際私もまだ生まれていないときでございまして、非常に古い判例なんです。出席停止とある懲罰決議の適否は常に地方審査の…ごめんなさい。この昭和35年10月19日の判決を改めて改正して、判例変更して、令和2年11月25日には出席停止となる懲罰決議の適否は常に地方審査の対象になるとしたわけです。昭和35年の大法廷判決では、議員の除名という致命的な内容については司法審査の対象になるとしましたが、それ以外の場合には議会の性質上、自立権を認めるということですけど、司法審査の対象にならないとされていました。もっともその司法審査は呼ばないとされるべき具体的な範囲がどの程度なのかについては様々な学説が存在し、個別事案についての結論がどうなるのかは必ずしも明確ではありませんでした。ちょっと中略いたしますが、第一審は、令和2年で

すね、第一審は昭和35年の大法廷判決を踏まえ、いずれも司法審査の対象外として請求を却下しました。控訴審は、出席停止の判断自体は司法審査の対象外としつつも、報酬減額については司法審査の対象となるとして棄却、差戻しとしました。この判断に対し市側が上告したところ、この岩沼市は上告したんですね。最高裁は、上告受理の上、昭和35年判決を変更して、出席停止に関しては常に司法審査の対象となるとの判断を示すに至ったものである。最高裁は、議会の住民自治原則は尊重しながらも、選挙で選ばれた住民代表たる議員の地位を踏まえて、出席停止となると議員としての中核的活動ができなくなるという点を重視し、議会の自主的な判断に委ねられるとは言えないとして判例を変更しました。判決には、議会の裁量を否定するものではないとの宇賀裁判官の補足意見がつけましたが、結論は全員一致でありました。この宇賀裁判官よく補足意見をつけて、私は実は隠れファンだったんですが、退任されてしまいまして、非常に残念なんです。この判決を受けてもう一つ重要な事項がありまして、地方自治法255条の4による審決手続というのがあります。知事あるいは総務大臣に対する救済手続です。これについても議員の出席停止については対象となるとの総務大臣の通知が出されたんですね。これも扱いが変更になったということです。また、この文章の、ちょっと中略いたしますが、そもそも係争できないとされていたことから、妥当性を欠く決議であっても、あるいは政治的な問題とするしかなかった事案は結構多かったとも思われていますが、しかし大法廷の判断を受けて、今後は審決、先ほどの地方自治法255条ですね、あるいは裁判所における係争事例が今後増え、判断基準がどこからどの範囲がいわゆる部分社会の法理に当てはまる、当てはまらないという判断基準が明確になっていくと思われま。地方議会という選挙で選ばれた議員により構成される機関であったとしても、法律上妥当な範囲を超える懲戒決議については司法判断の機会が与えられることとなるので、今後は議会としても多数の意見というだけで議決をするのではなく、法律上の妥当性を十分に検討して冷静に議決することが求められると新日本法規2021年2月10日の記事にはあります。以前の最高裁のルール、これが部分社会の法理なんです。法理では議会の中のことは議会で決めると、裁判所は口を出さないということになっていました。この岩沼市議会の裁判の結末は、以下のとおりとなりました。最高裁は、出席停止処分でも議員報酬が減るなら裁判所が適法かどうかをチェックできるという新しい基準を示しました。その後の差戻し審、仙台地裁で、岩沼市の処分は裁量権の逸脱、濫用、やり過ぎですね、として違法と認められ、処分取消しと減額分の支払いが確定しました。60年ぶりの判例変更で、地方議会の決定が部分社会の法理による完全にやりっ放しではなく、行き過ぎた懲罰は裁判で取り消せるようになったということです。この部分社会の法理と似て非なるものとして法律の適用除外というのがあります。今回の行政手続法にも3条3項に地方機関の適用除外項目があります。ここで伺います。この部分社会の法理と法律の適用除外、この違いについて柏市手続条例にのっとって御説明を分かりやすくしていただければと思います。以上で1問を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、こども部長。

〔こども部長 依田森一君登壇〕

○こども部長（依田森一君） 私からは、共同親権の周知についてお答えいたします。御質問のありました親権につきましては、令和6年5月に制定された民法等の一部を改正する法律に定められたもので、令和8年4月1日に施行されることとされました。今回の改正は、子供の利益を確保することを目的に、父母の婚姻の有無にかかわらず親の責務の明確化のほか、親権

・監護、養育費や親子交流の実現に向けた制度の見直しが行われたものです。その背景には、家族の形が多様である状況下で父母の離婚によって子供を取り巻く環境が変化した場合でも経済的な分担や親子の関わりを続けていくなど、子供が健やかに暮らすためのルール整理が必要であることから、民法等の改正に至ったものでございます。親権につきましては、現在離婚の際には父母のいずれか一方を子供の親権者と定めなければならない単独親権となっておりますが、改正法施行後は父母双方を親権者とする共同親権の選択が可能となり、共同親権か、単独親権のいずれかを定めることとなっております。本改正は、とりわけ離婚を考えている方や離婚後の養育に関わる方に影響のある重要な制度改正であることから、本市としても周知等を進めているところでございます。現在は4月1日の改正法の施行に向け、本市ホームページにおいて共同親権を含む新たな親権に関する制度等について、法務省が作成した当事者向けの制度解説やQ&Aのリーフレットを掲載するなど情報発信を行うとともに、希望する方に相談員が制度について御案内を行うなどの情報提供を進めているところでございます。今後につきましては、法務省の情報や他市の事例も参考にしながら、より分かりやすく検索しやすい内容に更新するとともに、広報かしわ等への掲載など、制度の対象となる方が必要な情報が得られるよう丁寧な周知に取り組んでまいります。また、今後様々な相談が寄せられた際に必要とする方が円滑に相談を利用いただけるよう、相談員を現行の3名から4名へ増員できるよう令和8年度当初予算案を計上させていただいているところでございます。引き続き市民の皆様親権の制度等を御理解いただけるよう幅広い周知に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、柏たなか駅エスカレーター、自由通路シェルター整備についてお答えいたします。昨日の村越議員の御質問に答弁させていただいたとおり、柏たなか駅利用者の増加を受け、さらなる利便性向上を目指して、柏たなか駅のエスカレーター整備を令和7年から令和10年度の4か年の継続事業として進めているところです。まず、御質問の1点目、設置を予定しているエスカレーターですが、東口に上り下りの各1基ずつの2基、西口も同じく上り下りの各1基ずつの2基を設置する予定です。次に、2点目のエスカレーターの生産遅れの懸念につきましては、設計段階より国内主要メーカーにヒアリングを行いながら工事が可能な時期を模索し、令和7年度からの4か年事業と決定いたしました。設計完了後も随時納入時期を確認しながら再度の公告準備を進めており、令和9年度の工事着手に向けて鋭意取り組んでいるところです。3点目のエスカレーター部分のシェルター、いわゆる雨よけの屋根につきましては、エスカレーターの設置幅に合わせて屋根を設置することとしており、現在公告準備を進めている本体工事に含めて発注する予定です。最後に、4点目の自由通路部分のシェルターにつきましては、令和8年度に予定しております詳細設計の中で通路を覆う範囲や柱の位置、シェルターの形状を構造計算や費用比較を行いながら検討してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、卒業式、入学式などの式典における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況について4点お答えいたします。1点目、実施状況についてでございます。令和6年度卒業式及び令和7年度入学式において、市内全ての小中高等学校が国旗掲揚及び国

歌斉唱を実施しております。2点目、不実施校への対応についてでございます。柏市内には不実施校はございませんが、不実施校があった場合には理由を確認した上で、学習指導要領に基づき実施するよう指導するという対応となっております。3点目、県の国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査の根拠についてでございます。学習指導要領に入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとして記載されていることを受けて、県内の市町村立の学校における国旗掲揚及び国歌斉唱について実施状況を把握、確認することを目的として実施していると県教育委員会から回答がございました。4点目、調査が開始された年についてでございます。県教育委員会に確認したところ、確認できる範囲では平成27年度に調査が実施されたことは確認できたが、開始された年については不明であるとの回答がございました。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 教育総務部長。

〔教育総務部長 中村泰幸君登壇〕

○教育総務部長（中村泰幸君） 私からは、学校給食センターの整備に関する御質問2点にお答えいたします。初めに、用地の取得額が予算額を大幅に下回った結果になった経緯及び理由についてでございます。建設予定地は、現在財務省が所管する国有地であります。国有地の払下げに当たっては、令和元年9月に財務省が発出した最適利用に向けた未利用国有地の管理処分方針に基づき手続が進められます。この方針では、国有地を払い下げる場合はまず売却の可否を審議会で審査し、その後処分価格を決定することとされております。本市が審査対象となる場合には、あらかじめ用地取得費を予算化していることが条件とされていたことから、令和7年第2回定例会において補正予算を計上いたしました。なお、当該地には旧自衛隊官舎2棟が残存していることを把握しておりましたが、予算化した段階では解体費用の負担者が確定していなかったため、まずは土地取得費のみを計上したものであります。その後、令和7年9月に財務省より本市を売却相手方とする正式決定がなされ、取得条件について協議を行いました。その結果、官舎2棟は有価物ではなく除却対象であること、建物の解体は本市が実施すること、解体費用相当額を土地価格から控除することについて合意に至りました。このため、補正予算計上時には未確定であった解体費用が土地価格から差し引かれることとなり、結果として取得額が当初見込みよりも大幅に低くなったものであります。また、価格決定に当たりましては、財務省が予定価格を、本市が見積額をそれぞれ不動産鑑定に基づいて算定いたしました。本市においては、土地価格と解体費用の双方について鑑定評価を依頼し、解体費用については不動産鑑定士が民間事業者の見積りを踏まえて算定したことを確認しております。その後、本年1月14日に見積合わせを実施した結果、本市の見積額が財務省の予定価格を上回ったことから、取得額は1,150万円に決定いたしました。次に、周辺地域におけるPFASに関する御質問にお答えいたします。環境省の見解によりますと、PFASが健康へ及ぼすのは体内に取り込まれた場合であり、その主な経路は飲料や食事であるとされております。建設予定地につきましては、上水道、電気、ガス、下水道が整備されており、給食センターについては井戸水ではなく水道水を使用する予定でございます。このため、学校給食を通じてPFASが取り込まれる可能性は極めて低いものと認識しております。このようなことから、現時点では土壌汚染調査は実施しておりませんが、今後につきましては庁内の関係部署と協議するとともに、関係法令や国の調査に関する指針等に従い適切に対応してまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 総務部長。

〔総務部長 鈴木 実君登壇〕

○総務部長（鈴木 実君） 初めに、行政不服審査法についての御質問についてお答えいたします。本市が設置する柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会では、性質の異なる2種類の審議事項を取り扱うため、様々な専門性を有する方から委員を委嘱しているところですが、このため審議会の議題によってはそれぞれの委員の方が有している専門性を十分に発揮していただけないという課題がございました。また、行政不服審査請求に関する調査審議においては、法令の解釈や適用、答申の検討などを行うため、その職務を担う委員には高度な法的知見を有する方をお願いしているところですが、事前の準備のために多くの時間を要するなど職務に係る負担が大きいこと、また現行の条例では職務の負担に見合った報酬の額の設定がなされておらず、結果弁護士の方に委員の職をお願いしにくくなっているという状況が生じておりました。このため、これらの課題に対処すべく、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会を審議事項に応じて柏市行政不服審査会と柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護制度審議会の2つの附属機関に改編するとともに、前者の行政不服審査会について委員の報酬額を職務内容に応じたものに引上げを行うべく、条例改正の議案を提案させていただいたところでございます。このたびの条例改正では、現行の行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会の委員の報酬額が月額8,000円であるところ、改編後の行政不服審査会の委員の報酬額を月額2万4,000円に引上げさせていただきたいと考えております。なお、改編後のもう一つの附属機関である行政不服及び情報公開・個人情報保護制度審議会の委員の報酬につきましては、月額8,000円のままとする予定でございます。これまで行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会の委員に弁護士の方を委嘱するに当たっては、千葉県弁護士会に推薦依頼を行ってまいりました。従前は、報酬額の兼ね合いもあり、なかなか委員をお引受けいただく方を推薦いただくことが難しい状況にございましたが、今回の報酬額の引上げが委員の成り手不足の解消、改編後の柏市行政不服審査会の安定的な運営につながるものと考えております。次に、行政不服法に基づく審査請求に関する現行の柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会における取扱いの状況についてお答えいたします。柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会では、おおむね個人情報保護や情報公開に関する審査請求は新規に取り扱うものとしましては1年度当たり3件程度、それ以外の行政処分に係る審査請求は新規に取り扱うものとしましては1年度当たり1件程度の案件を取り扱っております。柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会で行いました案件の幾つかについて御説明をいたしますと、個人情報保護や情報公開に係る審査請求につきましては、市民から市役所に対してなされた相談内容の記録等について個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求が行われた件に関し、部分開示の処分がなされたことに対するものや柏市議会議員選挙に関する公文書について柏市情報公開条例に基づく公文書の開示請求が行われた件に関し部分開示の処分がなされたことに対するものなど事例がございました。また、それ以外の行政処分に係る審査請求につきましては、固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に対する審査請求や市の規則に基づく助成金の交付請求を行ったものに対し申請を却下する旨の処分を行ったことに対する審査請求の例などがございました。次に、行政事件に関し審査請求を経ないで本市に対し訴訟が提起された案件についてお答えいたします。現在行政事件訴訟法及び行政不服審査法においては、いわゆる審査請求前置主義は原則として採用されておらず、行政処分に対し不服のある方は、行政不服審査法に基づく審査請求、または行政事件訴訟法に基づく取消し訴訟等のいずれを選

扱してもよいということとされております。その上で現在の本市における状況につきましては、本市に対して提起された行政事件訴訟のうち行政不服審査請求を経ないで提起されたものにつきましては、直近では令和6年度に1件、令和7年度に1件それぞれございます。次に、行政不服審査制度における審理員についてお答えいたします。行政不服審査制度では、審理員は平成26年に行政不服審査法が全面改正をされた際に導入されたものでございます。この審理員は、行政不服審査制度における審理手続を主宰する者をいい、行政不服審査法が全部改正される前は審査請求の対象となった処分に関与した職員がその審査請求に関する審査手続を主宰することが禁止されておりましたが、審理員制度が導入され、審査請求の対象となった処分に関与した職員が審理員になることが禁止され、審理手続の中立性の確保と公正性の向上が図られたものでございます。なお、審理員につきましては、審査庁、すなわち審査請求を受けた機関の職員の中から指名することとされており、本市以外の自治体におきましては、一般の職員の中から審理員を指名している例も多数見受けられるところでございます。一方、本市におきましては、審理員制度の導入に検証を行い、行政不服審査法の全部改正の趣旨を踏まえ、審理手続の公平性や客観性をより高める観点から、市の職員でない弁護士を非常勤特別職として委嘱し、審理員の職務に当たらせることとしたものでございます。また、審理員の人選につきましても、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会の委員に弁護士の方をお願いする際と同様に、千葉県弁護士会に推薦を依頼をしております。

次に、行政手続法に関する御質問についてお答えをいたします。行政手続法は、地方公共団体が法令等に基づいて行う行政処分等について適用される一方、地方公共団体の機関が行う行政処分のうち、その根拠が条例や規則に置かれているもの、または地方公共団体の機関が行う行政指導等については適用されないものとなっております。この行政手続法において適用除外とされている行政処分や行政指導に関する手続等については、各地方公共団体がそれぞれ行政手続条例を定め対応しているところであり、本市におきましてもおおむね行政手続法の内容に準じた内容を定めているものでございますが、一部議員から御質問いただきましたように行政手続法には定めがないものの行政手続条例に定めがあるといった内容もございます。具体的には、行政指導に関する事務の規定に関して3点ほどございまして、1点目は個別の条例で定めるところにより、行政指導の事実等を公表することを妨げないとする規定でございまして、こちらは、条例第30条第2項ただし書の規定となっております。2点目は、行政指導の事実等の公表を行うに際しては、行政指導の相手方に意見を述べる等の機会を与えなければならないとする規定でございまして、こちら条例第30条第3項の規定でございまして、3点目は、行政指導の相手方が行政指導に対して苦情があるときは、行政指導した市の機関に対し苦情申出をすることができるとする規定でございまして、こちら条例第35条第1項の規定でございまして、次に、行政手続法及び行政手続条例に基づく聴聞と弁明の機会の付与に関する事例についてお答えいたします。行政庁が不利益処分をする場合には、その相手方となる者に対し意見を述べるための機会を与えるため、聴聞と弁明をそれぞれ行わなければならないものと定められております。これまでに聴聞及び弁明の機会の付与を行った事例といたしましては、聴聞に関しては使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく使用済自動車等の解体を行う事業の許可を受けたものに対する当該許可の取消処分を行うに当たっての事例や児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を受けていたものに対する当該指定の取消処分を行うに当たっての事例などがございます。また、弁明の機会の付与につきましては、介護保険法に基づく訪問介護に係る

指定居宅サービス事業者の指定を受けていたものに対するその指定の一部効力を停止する処分を行うに当たっての事例、あるいは柏市土砂等埋立て等規制条例に基づく埋立て事業許可を受けていたものに対する災害の発生の防止に係る措置命令を行うに当たっての事例などがございます。なお、主宰者につきましては、処分を行った部署の筆頭課の職員が行うこととなっております。次に、行政手続法及び行政手続条例における適用除外の定めと部分社会の法理についてのお尋ねでございます。部分社会の法理は、大学、政党など自律的な法規範を持つ団体などを一般社会とは区別し、その内部の問題について団体の自治的な措置を任せるのが相当である場合には、その問題の解決は司法審査の対象にならないとする考えでございます。この考えは、地方議会に関し、昭和35年の最高裁判所の判例において示され、地方議会の議員に対する出席停止の処分は地方議会の内部規律の問題であって、司法審査の対象とならないとされたものと承知をしております。一方で行政手続法及び行政手続条例においては、議会の行う行為に関し……

○議長（坂巻重男君） 以上で佐藤浩さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 2時休憩

○

午後 2時10分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、渡部和子さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔26番 渡部和子君登壇〕

○26番（渡部和子君） 日本共産党の渡部和子です。通告に従い、質問します。まず初めに、柏駅周辺のまちづくりについて、1番目、東口再整備についてです。カメラ切り替えてください。こちらは、2024年度の柏駅東口駅前再整備実現化方策検討業務報告書から東口配置検討のイメージパースです。3つのパターンが示されています。市民にとっても関心が高く、知りたい情報だと思います。この間、議場で提示されなかったもので、今回紹介させていただきます。第1の案、既存のスカイプラザの場所を広場にし、施設を南北に集約した案です。そごう跡地は、1階が交通広場、上にビルを建設する案です。次お願いします。第2の案、南側へ施設を集約し、そごうの跡地は交通広場だけになっている案です。次、お願いします。第3の案、にぎわい施設で広場を囲い込んだ案、ビルは3棟になっています。カメラ戻してください。質問の1点目、24年度の委託内容も具体的だなと思いますが、25年度は東口駅前再整備実現化方策の検討に加え、柏駅周辺都市機能誘導方策の検討も行っています。委託費は3,000万円です。この検討結果は、いつ、どのような方法で議会や市民に示されるのか。2点目、新年度の委託費は4,200万円です。さらに増えています。どのような委託を行うのか、内容についてお示してください。3点目、再整備の内容とともに事業費は幾らになるのか、大きな関心事です。想定される事業費についても検討経過の中で随時公表すべきと思うが、どうか。2番目、情報の収集と発信についてです。先ほど示しましたイメージパースは、ホームページには報告書の概要版として載っています。ホームページだけではなく、市の広報を使って積極的に市民に発信していただきたいが、どうか。3番目、市民が意思表示できる機会、市民と共に考えるまちづくりの

仕組みが必要ではないでしょうか。市民を交えたまちづくり検討委員会の設置を求めます。いかがでしょうか。

次に、公共交通の充実についてです。1番目、公共交通空白不便地域の解消に向けて、1点目、新年度空白不便地域の解消は進むのか。市と協議を行った地域が7か所あります。そこでの前進はあるのか伺います。2点目、2025年度、26年度、2か年かけてコミュニティ交通新設再編等について委託を行っています。途中で報告、また柏市との協議はあるのか伺います。2番目、病院送迎バス活用はその後どうなったのか、進捗はあるのか。3番目、バス事業者への直接支援については武藤議員も取り上げました。千葉市では、運転手確保だけではなく、路線バス1台当たり12万円の燃料費補助を行っています。柏市においても直接支援することが必要ではないか。バス事業者との協議は行っているのでしょうか。

次に、アフタースクール事業についてです。1番目、子供に関わることは、全て子供の最善の利益が保障されなければならないと考えます。柏市がこどもルームと放課後子ども教室を一体化し、市の直営から民間に委託することが子供の最善の利益につながるとお考えか。基本認識を市長に伺います。2番目、支援員に関して12月議会のやり取りから2点指摘をさせていただきます。85%の指導員が委託会社での雇用を希望しているので、民間委託に理解を得られていると認識しているという答弁がありました。継続して働くことがイコール理解を得ているというのは、行政に都合のいい間違った認識です。支援員への説明についても、2027年度委託予定の22校の方を対象にした説明会は実施していないと答弁がありました。実際にはこどもルームに勤務する全職員を対象に事業者による説明会が4回開かれ、42校を振り分け、指定した日にちに出席することを求めています。出席は勤務扱いになっています。42校全ての支援員を対象にした説明会を開いたと答弁すべきだったと思います。誤解を招かないようお願いいたします。質問の1点目、新年度から民間委託になる20校は、現在の登録児童が2,629人、新年度の利用申請がその1.5倍、4,000人とのことです。2つの株式会社は何人新規採用するのか。2点目、支援員の処遇については、現在の水準は維持されるのか伺います。3番目、仕様書についてです。2025年度募集の仕様書には、スキマバイトアプリを使った採用の禁止は盛り込まれていません。盛り込むべきと考えます。柏市と事業者、支援員の3者が協議する場の設置も必要だと思いません。仕様書の変更を求めますが、どうか。

次に、近隣センターと図書館分館についてです。カメラ切り替えてください。柏市の図書館が中央図書館と17の分館によって構成されていることは、柏市の強みだと評価します。図のように本館、分館がバランスよく配置されています。次お願いします。グラフは、2024年度の本館、分館の貸出冊数です。本館の貸出冊数が25万冊、分館と合わせて166万冊です。質問の1点目、新年度図書館再編構想を策定します。17分館は維持すべきと考えるが、どうか。2点目、みんなが利用したくなる図書館に向け、パブリックコメント募集においては分館ごとに意見を聴取してほしいが、どうか。次お願いします。こちらは、分館ごとの60歳以上の方の利用割合です。平均では44%、60%近くを占めている分館が何か所かあります。次お願いします。こちらは、浦安市の中央図書館、7つの分館、3つのサービスコーナーの貸出冊数です。年間貸出冊数は、合わせて約138万冊です。人口16万5,000人、市の面積17平方キロメートル、柏市の7分の1ほどの面積に本館、分館、サービスコーナーで11か所ですから、先進自治体としてぜひ浦安市に学んでいただきたいと思います。カメラ戻してください。柏の葉近隣センターについては、今後とも市民と協議し、図書館は拠点となる施設にするとのことなので、地域住民の意

見を反映したセンターに期待したいと思います。

最後に、文化行政について、カメラ切り替えてください。こちらは、昨年12月に実施した教育、生涯学習、芸術文化に関するアンケート調査の結果の一部です。あなたは柏市は芸術文化活動が盛んだと思いますかという質問に対し、思う、やや思うが32.3%、あまり思わない、思わないが45.4%、前回5年前の調査と比較すると市民の意識は後退していると言えます。カメラ戻してください。第六次の柏市芸術文化振興計画実施においては、この数値が改善される具体的な取組を求めます。中学校音楽鑑賞教室は、今後とも32人編成のオーケストラで事業を継続すると確認しましたので、よろしく願いいたします。文化行政は要望とします。1問目、以上です。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、まず柏駅周辺のまちづくりに関する御質問3点にお答えをいたします。初めに、柏駅東口駅前再整備の検討委託に関する御質問にお答えをいたします。柏駅東口駅前再整備事業の検討委託につきましては、昨年度建物配置案や整備イメージの検討に加え、交通広場や北口改札口についてもその規模や配置の検討を行いました。今年度は、事業の実現化に向けて地権者や交通事業者との協議を進めるため、事業手法や概算事業費の検討などを実施しているところです。加えて、柏市立地適正化計画や柏市公共施設等総合管理計画などの各種行政計画との整合性を図りながら、柏駅周辺において市民の利便性向上やにぎわい創出などに資する公共施設の在り方について検討を進めております。今後委託事業者から報告書の成果物が納品され次第、内容を確認し、市のホームページ等で概要版を公開する予定でございます。令和8年度におきましては、具体的な事業計画や交通広場の基本計画等の検討に移行するための調査費について予算を計上しております。次に、情報の収集と発信に関する御質問についてお答えをいたします。柏駅東口駅前の再整備は、柏駅前が多くの人に親しまれ、これからもにぎわいの中心として価値ある場所であり続けるために、全力で取り組むべき大変重要な事業です。昨年度実施した柏駅前空間に関するアンケートでは、広報かしわをはじめとした様々な周知方法を活用し、結果として幅広い年代の方から1万件を超える回答をいただくことができました。引き続き様々な媒体を活用しながら、情報の収集と発信に努めてまいりたいと考えております。次に、市民と共に考えるまちづくりについての御質問にお答えをいたします。まちづくりの検討に際しては、広く市民の皆様から御意見を伺いながら計画を検討していくことが重要であると考えております。これまでもアンケートなどを通じて多くの声をいただいてまいりましたが、新たな試みとして本年1月に情報の受発信拠点であるNODEをダブルデッキ上に開設し、柏に訪れる多くの方からまちづくりに対する期待の声や御意見をいただいているところです。なお、現時点においては、市民を交えたまちづくり検討会を立ち上げることは現時点では予定しておりませんが、引き続き地権者や来街者、市民の皆様の声に耳を傾け、まちづくりの検討を進めてまいります。

続いて、アフタースクール事業における民間委託と子供の最善の利益についてお答えをいたします。本市におきましては、子供に関するあらゆる計画や、事業を進めるに当たり常に子供にとって何が最もよいのかを最優先に考え取り組んでおり、このたびのアフタースクール事業につきましてもその基本姿勢は変わるものではないと考えております。なお、学童保育につきましては、全国的に約8割がいわゆる民間事業者などを運営主体とする公設民営、または民設民営であり、

自治体が自ら運営主体となる公設公営については減少傾向にあるのが実情でございます。このたび本市において民間委託という手法を選択いたしましたのは、市が果たすべき役割をないがしろにしようとするものではなく、民間事業者の優れたノウハウを活用することで、より早期に充実した放課後の居場所を子供たちに提供できると判断したためです。本市は、運営を民間事業者に委ねた後も事業の実施主体として適正な運営が維持されるよう、引き続き指導監督を徹底してまいります。具体的には、安全管理体制や職員配置基準について定期的な運営状況の報告を求めるとともに、体験活動プログラムの質の向上や職員の研修実施状況など市が主体的に確認、指導を行い、子供たちにとって安全、安心で豊かな居場所となるよう継続的に関与してまいります。子供たちの放課後の居場所は、その成長にとって極めて重要なものでございます。今後もアフタースクール事業が子供の最善の利益に資するものとなるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、公共交通の充実に関する御質問についてお答えいたします。初めに、交通空白不便地域解消の取組についてお答えいたします。市では、現在市内の移動実態や需要を調査し、ワニバースの新規ルート導入や既存の南部ルートへの再編に向けた検討を進めております。検討に当たりましては、公共交通空白不便地域の状況も踏まえ、利用需要、採算性、実現可能性、既存の公共交通との競合の回避といった主に4つの視点から総合的に評価し、実現を目指してまいります。なお、この検討は、令和7年度、8年度で業務委託中ですので、現時点で情報公開できるものはございません。不便地域の対応では、併せて地域、市、交通事業者の3者が連携して運行を実現するコミュニティ交通についても注力しており、コミュニティ交通導入の手引きを活用しながら、現在も複数の団体と意見交換を継続しているところです。さらに、これまでに意見交換に至っていない公共交通空白不便地域の町会等に対しましても新たな相談のきっかけとなるよう、コミュニティ交通導入レターを配付し、周知を図っているところです。このレターには先行して買物支援タクシーを導入している地域の声を掲載しており、各地域で具体的なイメージを持ち、市への相談につなげていただきたいと思いますと考えております。現時点で新たな導入に至った地域はございませんが、引き続き地域の移動課題を伺いながら、それぞれの実情に応じた移動手段の確保に向け取り組んでまいります。次に、病院等の送迎バスの活用についてお答えいたします。病院送迎バスを含む企業バス等との連携につきましても、柏市地域公共交通計画の施策の一つに位置づけているところですが、令和5年に送迎バスを実施している企業等へアンケート調査を実施したところ、協力の意向をお示しいただいた企業はございませんでした。このため、令和7年7月から8月にかけて質問項目等を精査した上で再度アンケート調査を実施するとともに、隣接市で導入実績のある複数の病院等に対しましても直接訪問の上、本市での導入可能性についてヒアリングを実施してまいりました。こうした取組を経て、現在本市での導入可能性について粘り強く意向確認を継続しているところです。今後も引き続き関係者との対話を重ねながら、既存の路線バスとの役割分担にも留意しつつ、御協力いただける企業との協議を進めてまいります。次に、バス事業者への支援についてお答えいたします。近年、バス運転士の高齢化や人材不足が進行する中、2024年に施行された労働時間等の基準改正に伴い、運転士の確保はより一層困難となっております。加えて、物価高騰や人件費上昇といった複合的な要因も重なり、本市におきましても事業者から路

線の維持が困難であるとして減便等の報告を受けているところです。公共交通は、市民生活を支える重要なインフラであり、その維持、確保は本市としても重要な課題であると認識しております。このため本市では昨年度よりバス、タクシー事業者と連携した運転士募集説明会を開始しております。直近の令和7年8月に開催した説明会では、36名の方に御参加いただき、5名の採用に結びつくなど一定の成果を得ているところです。議員御質問のバス事業者への燃料費等の補助につきましては、本市でも令和4年度及び5年度の2か年にわたり、燃料価格の急激な高騰という緊急事態に対応するため国の交付金を活用し、バス、タクシー事業者に対して燃料価格高騰対策支援金を交付してまいりました。現在の燃料価格は依然として高値圏ではあるものの、国の激変緩和対策事業による支援に加え、本年1月からのガソリン暫定税率の廃止や今後に予定されている軽油の暫定税率廃止といった税制面での動きもあり、状況を注視する必要があると認識しております。なお、燃料価格支援といたしましては、千葉県における地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金を活用いただけるものとも認識しているところです。本市といたしましては、引き続き直接的な雇用確保につながっている運転士募集説明会を継続するとともに、交通事業者の経営状況や国、県の動向を注視しつつ公共交通の維持に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 生涯学習部長。

〔生涯学習部長 宮本さなえ君登壇〕

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 私からは、アフタースクール事業と図書館に関する御質問についてお答えいたします。まず、アフタースクール事業に関して、こどもルーム指導員の移行状況と処遇についてでございます。本市では、令和8年度から市内20校の小学校にてアフタースクール事業を開始するに当たり、昨年10月から年末にかけて現在のこどもルームで勤務されている指導員に対し、今後の雇用に関する意向確認を進めてまいりました。その結果、対象者約240名のうち86%の指導員が当該事業を受託する事業者へ転籍され、引き続き現場で御活躍いただけることとなりました。転籍される指導員の方の処遇につきましても、従前と同じ水準でということで採用される見込みとなっております。また、説明会について前回の答弁で残り22校についてやっていないという誤った答弁をしたという御指摘をいただきましたけれども、こちらに関しましては22校だけを対象とした説明会はしておらず、全ての指導員を対象とした説明会の中で22校の方についても御希望があれば御参加をいただけますということで御案内をしたものでございます。説明が足りず失礼いたしました。また、20校の児童の申込状況でございますが、昨年度のこどもルーム利用児童数と比較しまして1.5倍となっている状況でございます。このため、転籍される指導員に加えまして、新たに200名超の指導員の増員が必要となる状況です。これは、各学校の利用児童数や施設の配置状況などを総合的に勘案して算出した数で、現在事業者において採用が進められております。新規指導員につきましても事業者により研修が行われることで、これまでのこどもルームあるいは放課後子ども教室の水準をしっかりと保たれるようにしてまいりたいと考えております。続いて、仕様書の変更についてでございます。来年度新たに開始しようとする22校のアフタースクール事業では、利用児童の想定人数や施設の状況も異なることから、そのことも鑑み、新たに仕様書を作成する必要があると考えております。また、御指摘のありました日雇的な採用であるいわゆるスポット採用につきましては、児童の安全確保や保育の質の観点から望ましいものではないと考えております。次年度事業者を公募する際には、それらを踏まえた上で仕様書を提示できるよう検討してまいります。

次に、指導員と事業者、本市の3者協議の場を設けることについてでございますが、本事業が民間事業者による業務委託という形態を取っているため、市が直接委託事業者の従業員である指導員に対して業務上の指示を行ったり、直接的な協議の場を設けたりすることは、いわゆる偽装請負に該当するおそれがございます。このため、現段階では指導員の意見などを事業者にて集約した上で市に報告していただく形を取ることを想定しております。その上で、事業者に問題があるようであれば適切に指導してまいります。いずれにいたしましても、子供たちの安全、安心な放課後の居場所を確保するためにも、そこで働く指導員の皆様が安心して生き生きと働ける環境が維持されるよう今後も引き続き適切に取り組んでまいります。

続きまして、図書館分館についての御質問にお答えいたします。本市の図書館は、現在本館1館、分館17館、サービスポイントと呼んでおります貸出し、返却サービス専用窓口1か所から構成されております。全国的に見ても分館数が多い図書館網を有しております。こうした図書館網により身近な場所で図書館サービスを利用できることは、本市の特徴であると認識しております。一方で現在の分館は面積が小さく、限られたスペースの中に可能な限り資料を配置している状況であるため、貸出し以外の機能を十分に発揮しにくいことや座席数が少ないことが課題となっております。柏市公共施設等総合管理計画においては、図書館の今後の方向性として近隣センターの整備方針と整合を図りながら整備、整理を行うことを掲げておりますが、この方針に合わせて整備してまいりますけれども、次年度策定いたします図書館再編構想を進める中ではしっかり市民の皆様の御意見を伺ってまいりたいと考えております。方法につきまして御指摘いただいたような分館ごととか、どのようにやるかというのはこれから検討いたしますけれども、議員さんの御意見も参考にしたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 第2問、渡部和子さん。

○26番（渡部和子君） それでは、今の図書館分館からお願いしたいと思います。柏市がこの17の分館を持っているということは、非常に大きな強みだと思います。例えばネットなんかで図書館の分館の多い自治体というふうに検索しますと、まず高知市、富山市、枚方市も出てきますけども、柏市も出てくるんですね。だから、私はこれは非常に柏市がこれまで果たしてきた役割、分館の果たしてきた役割というのは大きいというふうに思います。ですから、課題があっても、分館の削減ありきで再編構想をつくるわけではないということは確認したいと思います。どうでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。分館の削減を前提として再編構想を策定しようとしているものではないことは申し上げます。失礼いたします。

○26番（渡部和子君） 地域の方が一番心配しているのは、根戸の近隣センターなんですね。将来的には廃止という方向を出しています。私どもは廃止すべきではないという立場ですけども、仮に近隣センターが廃止という状況になっても、何らかの形では根戸の地域に分館の機能を残すということもこれは考えられるんじゃないかというふうに思います。地域にバランスよく分館が配備されていて、それが市民のためにも非常に役立っている、本を借りてもらえているというのであれば、その機能は維持すべきだと思います。それは、いろんな方法があるかと思うんですけども、今公共施設総合管理計画のって言いましたけども、教育委員会も必ずそれに沿わなければいけないということではない、つまり分館の機能は別な形で残すということも今後の市民意見の聴取ですとかパブコメとかいろんな手続踏みますけども、その中では当然考えられることだというふうに認識してよろしいでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。個別の施設についてここはどうするかということを経現在申し上げられる状況ではございませんが、公共施設等総合管理計画につきましては、社会教育施設等も含めて市全体での公共施設の在り方についてまとめたものでございますので、こちらについては教育委員会としてもそちらの計画に沿っていくべきものと考えております。以上です。

○26番（渡部和子君） 先ほども分館ごとの意見とかいうところで御答弁いただきましたけれども、本当に今の分館の現状というのは利用されている方は一番分かります。ですけれども、私近隣センターの整備と併せてやるということをももちろんあると思いますけれども、その前にも改善すべきこと、改善できることはたくさんあると思うんですね。確かにスツールをもうちょっと置いてほしい。本を選ぶときに立ったまま選ぶんじゃなくて、ちょっと腰かけて本を選びたい。書架の配架が少なくなってもそういうスペースが欲しいとか、今回私もいろんな方から御意見伺いました。中には別にこの計画をつくって近隣センターの整備に併せなくても、すぐにも実現できることたくさんあると思います。ですから、柏市の方針としては、近隣センターの整備に併せてということ書いてありますけれども、中のできる改善はやはり8年度にいろんな意見を聞いた中で速やかにやれることはやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。御指摘のとおり、現在いろいろ至らない部分、皆様が御不便に思う部分があるかと思っております。私どもも工夫はしているつもりでございますが、私どもで気がつかない部分など御意見があれば、できる対応は進めてまいりたいと思っております。また、御指摘のように今回の再編構想をまとめる中での市民ワークショップなどでは、本当に様々たくさん意見をいただけることと思っておりますので、おっしゃるとおりできることがあればすぐに取りかかれるようにという気持ちでおりたいと思っております。

○26番（渡部和子君） よろしくお願ひします。この図書館再編に当たっては、やっぱりいろんなことやりますね。ワークショップやったり、パブコメ、先進事例、あと広報、ホームページ、SNSを活用した情報発信。これは本当に丁寧な対応だなというふうに思います。これをこの図書館の再編だけではなく、市のほかの計画もぜひ見習ってほしいなというふうに私今回感じました。この問題は結構です。

次に、公共交通についてなんですね。幾つか、何か所か協議はしている。協議はしているけれども、じゃその中でどこか前進はあるのかどうかというところが非常に気になります。話し合いをやっているだけでは前に進まないわけなんですね。具体的には、進む、進みそう、何か前進というのはあるんでしょうか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。現在手引を使ってということと、あと先ほど第1問でも言いましたけれども、交通空白、もっとイメージを持っていただくために導入レターをお配りしながらということを進めておりますので、特にどの地域が進んでいるとか、もうちょっとだということは現時点ではありませんけれども、粘り強くこういった地域のお困り事を丁寧に聞きながら、手引、データを活用しながら、そういった課題を解決していきたいというふうに取り組んでいるところです。以上です。

○26番（渡部和子君） 何となくいつまでもずっと話し合いばかりやっているのかなって非常に不安になるんですね。導入レターというのを見せていただきました。ちょっとだけ前進だなどは思いましたけれども、やはり具体的に進む、あるいは進む兆しが見えるとか、ぜひ希望を持てるような対応をお願いしたいと思っております。地域の方は、活動を続けるというのは非常に大変

です。先日も議会の質疑の中で、町会の加入率が61%で、今町会の役員の成り手いないところが非常に増えています。もうみんな苦勞しているんですね。そういった中で、この公共交通の問題も例えば町会が担うということになったら、それこそ私大変だと思うんですね。そこは、柏市が積極的にやはり市民に寄り添って取り組んでいただきたいなというふうに思います。地域の方とお話すると、やっぱり高齢になるわけですよ。もう自転車も乗れなくなる。歩行も困難になる。どこに行くにも不便になる。だから、切望している。主には高齢者が切望しているわけです。もう5年、10年なんて待てないんですね。そうすると、柏市として協議をずっと続けているだけではなく、やはり少しでもこういった方法はどうか柏市のほうから提案をして、一歩でも前に進むということをぜひ新年度はやっていただきたいというふうに思います。ぜひ地域の方に寄り添っていただいて、希望が持てるような取組をお願いしたいと思います。

時間の関係で次に行きます。柏駅周辺のまちづくりについて伺います。委託報告書、ホームページには載っています。だけど、あれ探すの大変ですよ。本当に情報発信は、私柏市は不親切だというふうに思います。24年度は、先ほど示したような3つのイメージパス示されました。25年度の計画は、この24年度の計画をさらに具体化する、さらに進めた内容になるということでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。今年度検討してございます内容でございますけれども、東口の再整備に当たりまして考え得る事業手法、そしてその事業手法ごとにどれぐらいのお金がかかりそうかというのを今まとめてございますので、そういったものを今取りまとめて、その成果をお示しできればというふうに考えております。以上でございます。

○26番（渡部和子君） つまり今まではあまり出ていなかったお金の問題、概算費用ですとか事業費、柏市の負担がどうなるのか、補助金ですとか、そういった具体的な金額も示されるということでしょうか。もう一度確認します。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。今年度は、建物を建てるときにどれぐらいのお金がかかるかというところの検討でございますので、補助金とか柏市の負担というところは検討してございません。以上でございます。

○26番（渡部和子君） 委託の仕様書の中には、補助金、助成金等の公的支援というのも書いてあります。じゃ、これは一般的にどういうことが考えられるか、どのぐらいの金額になるかということで、それは決して柏市がこれだけの場合によっては負担をしなければならないという場合もあり得るということではなく、一般的に補助金、助成金、公的支援が大体こういう手法だったら幾らになる、そういう一般論として金額が出るということなんですか。

○都市部長（坂齊 豊君） 例えば国の支援金、補助金みたいなものを何か活用できないかとか、そういった検討もございますし、今回検討の中では、繰り返しになりますけれども、柏市が幾ら補助金を出してこの事業を成立させるとか、そういった検討はしてございません。以上でございます。

○26番（渡部和子君） その事業費とか、柏市が一体どのぐらい負担しなければいけないのかというところが非常にやっぱり気になる場所なんですね。柏市がそごうの跡地を86億円で購入したのは、そこを種地として第一商業ビル、スカイプラザ、これが営業を続けながら連鎖的に建て替えられる、そのために86億円を出してそごうを購入するんだということは、もう一度これは確認したいんですけど、そうでよろしいでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。そごうの跡地につきましては、その連鎖的建て替えということも含めて、今後東口の駅前全体最適に向けまして、その種地として何か活用できないかということも含めて今検討しているところでございますし、そのために東口の地権者会合をこれまで13回やってまいりまして、なおかつこの2月から各地権者に対して個別に地権者の意向確認するためのヒアリングを今実施しているようなところでございます。そういった段階でございますので、それらも踏まえて今後の方向性を見定めていけたらいいかなというふうに考えております。以上でございます。

○26番（渡部和子君） 一般論として、建て替えと同じような規模のビルを新たに建てて、そこにそっくり移転をするというイメージを一般的には持つかと思うんですね。この建て替えというか、連鎖的な建て替えっていった場合、例えば現在持っている床を区分所有するのではなく、共有持分になる、こういうことも検討されるということなんですか。考えられるということなんですか。

○都市部長（坂齊 豊君） 具体的にまだどういった状況になるかというのは全く決まっていない状況でございますけれども、やはりそこら辺は各事業手法を各地権者の方がどうお考えになるかということにもかかってくるかと思っておりますので、そこは地権者の意向のほうを集約していくことが大事なかなと思っております。以上でございます。

○26番（渡部和子君） 方向というか、内容が何か大きく変わっていくような気がするんですね。アンケート調査でもあったように、図書館の移転建て替えというのは、そごうの跡地ですか駅に造ってほしいという要望は非常に強いと思います。先日文化振興審議会を傍聴したときも1,000人規模のホールを、中規模ホールですね、それをそごうの跡地に造ってほしい、図書館と併せてホールとの複合施設、こういったことを望む声もたくさん出されておりました。この1,000人規模の中ホールというのは恐らく7,000人を超える署名が添えられて柏市に提出されていると思います。具体的にそごうの跡地にこのホールが欲しいということだったというふうに思います。柏市が仮にそごうの跡地に、下が交通広場、その上に図書館、中規模ホールを造って、柏市がそのビルを単独で所有するということが考えられることでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。今現在ちょっと詳細を検討しているわけではありませぬので、できる、できないというお答えが今はちょっと難しい状況でございます。以上でございます。

○26番（渡部和子君） 私が聞いたのは物理的に可能かという意味だったんですけども、仮にそうなるらと連鎖的建て替えって一体どうなるのかなってちょっと疑問を持ったんです。市民の意見についてなんですけども、先ほど市長のほうから駅前のN O D E、まちづくり情報拠点N O D E、これの御答弁ありました。あれ何なのかなってちょっと思います。私も入りました。お花屋さんかなと思いました。柏駅の駅前整備の資料なんかも置いてあります。何か意見が紙に書いて貼ってあったりします。あの位置づけというのは何なんですか。あれが市民意見を集約する一つの手法として柏市が正式に考えていることなんですか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。N O D Eのほうは、柏駅のダブルデッキのほうに今設置をさせていただいたものでございますけれども、一つの情報を発信したり、もしくは来られた方の意見をお伺いしたりというところで活用していく一つのツールとして置かせていただいたものでございます。情報の出し方については、いろんな手法があると思いますけれども、ああいった常時展示をしながら、気軽に来ていただいて、そこで気軽に御意見をいただ

けるような、そういった一つのツールとして設置させていただいたものでございます。以上でございます。

○26番（渡部和子君） 一つのツールとしてということは分からなくもありません。だけど、一昨年のアンケートだけではなく、あの後は何もやっていないわけですから、やはり柏市が委託報告書でここまで検討していますということを随時市民に示して、それに対しての意見をもらうとか、それはパブコメとは違いますから正式な法的な云々ではないと思いますけども、柏市が情報を積極的に発信して、市民からいつでもメールでも何でもいいと思います。意見を寄せていただくという、そういう仕組みはぜひ私はつくるべきだと思います。先ほどまちづくりの検討委員会、これは今はつくるということはないようでしたけれども、私はやはり絶対にこれはつくるべきだと思うんですね。全国には幾らでもあります。市民を交えてまちづくりを検討する、それは公開の場で行われる、傍聴もできる、そういった形でないと途中経過って分からないんですね。25年度の概要版も恐らくホームページには載ると思います。だけど、どれほどの人がこれを見るかなんですね。だから、私は市の広報を使って、連続的に柏駅の駅前の整備については情報を発信すべきだと思います。このことはぜひお願いしたいと思います。それがやっぱり市民に対する柏市としての最低限の責任だと私思いますよ。ぜひこれはお願いしたいと思います。

次に、アフタースクールについて伺います。昨日の朝日新聞に富士見市の放課後児童クラブで働く職員が民間委託の、ここ民間委託になったんですけども、シダックスです。そこに転籍をせず、200人のうち100人が転籍に応じず、今円滑な移行が見通せないという記事が載りました。これは、実は労働条件なんですね、大きくは。富士見市の社会福祉事業団からシダックスに替わって、労働条件が切り下げられて半分の方は移行しない、非常に今富士見市混乱しています。大和高田市、これは学童ですけども、委託業者がここもシダックス、主任、副主任を含め月給制から時給制に変わった。労働条件変わっちゃったんですよ、契約のときと違って。しかも、これは市に報告もなかった。支援員の不適切な保育もここではちょっと問題になっていました。大和高田市は、シダックスから明日葉に替わったんです。同じような事業所かなと思うんですけども、数名の指導員が退職をしています。委託を受けるときにはやっぱりいろんなことを言います。だけど、その後が変わってしまうということは数多くあるんだなということを感じました。ですから、仕様書については変更していただきたいし、スキマバイトアプリについてはもう明確に書いていただきたいというふうに思います。他市と比較して仕様書の問題点を感じているのがこのスポットワークのほかに保護者からの苦情への対応なんです。保護者からの苦情については、いろんな自治体見ますと迅速に対応し、誠意ある解決をすること、内容や結果を速やかに市に報告をすること、これ当たり前だというふうに思うんですね。柏市の仕様書を見ますと、保護者からの苦情は解決に向け誠実かつ丁寧に対応すること、ここはいいです。その内容に応じて、その内容に応じて本市、学校、その他関係機関と連携を図ること、柏市の仕様書はこうなっているんですね。これは、速やかに報告を求めべきなんですよ。ぜひこれは速やかに報告をすることというふうに書き換えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。苦情の範囲や重さも、軽いものはないと思いますけれども、苦情も様々ございますので、どのような表現がよりこちらが求めるものに応えられるかということは改めて仕様書を作成する際に検討して、今回発注したものがまだ

不足しているようであれば、そこは改めたいと考えます。

○26番（渡部和子君） 私も多くの自治体の仕様書を見ました。軽かろうが重かろうが全てやっぱりそれは市に報告すべきなんです。軽い、重いって誰が判断するんでしょうか。事業者が勝手に判断することだって考えられるわけです。ですから、保護者から寄せられた苦情については全て柏市に報告すること、こういうふうな明記が必要だというふうに思います。支援員に関してですけれども、その処遇について、柏市は現行の賃金水準を保つよう配慮すること、柏市の仕様書の書き方です。以前も示しましたけれども、高松市は毎年本市と協議することという一文が入ったんですね。なぜこれ入ったかということ、全国的に多くの自治体が途中で処遇が変わっちゃう。さっき私も紹介したように月給制だった人が時給制に変わっちゃうなんてことあり得ちゃうんですね。賃金が、処遇が現在を下回らないというその確認、スタートの時点で、そういう確認は柏市として取っているんでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。どなたが幾らというようなところまでは今確認はしておりませんが、それぞれ転籍される方については個別に事業者と条件について折り合いをつけて契約をされております。もし必要だということであれば今後、例えば私どもは発注する際に毎年最低賃金が上がったりとかということもございます。その辺りも考慮した形で委託料を設定して発注してございますので、それがしっかり履行されているかどうかということは何かの形、方法はこれから研究いたしますけれども、確認できるようにしてまいります。

○26番（渡部和子君） 確認をすべきだし、それは毎年確認すべきだというふうに思いますよ。ある支援員の方に聞きました。いまだに賃金が示されないというんですね。実績から残業や長期休暇中の超過分、これを除いて手当を計算している。これもひどいなと思ったんですけども、こういう実態ってあるんですね。いまだにその賃金がだから示されていないんだと。これ不利になるんですよ。今よりも悪くなるんですね。先ほど支援員を募集していると、指導員を募集していると。これ4月からの開所に間に合うんでしょうか。それだけの人員が今確保されているんでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。新規の職員の採用につきましては、現在も継続しているというふうに聞いております。まだその必要な人数全てを採用できたということではないということだと聞いております。ただ、オープンに当たっては、スキルのある職員本部から派遣をして、安定的に運営できるようにというような体制を取るということを聞いておりますので、開始する際には不足のないような体制で整えられるというふうに考えております。以上です。

○26番（渡部和子君） アフタースクール事業において職員同士のコミュニケーション、チームワーク、これ絶対に大事なことで、それが子供の保育にもいろんな影響与えると思います。このコミュニケーションやチームワークが大事だという認識はお持ちでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。おっしゃるとおり、職員がぎすぎすしてはそこの雰囲気、子供たちにも伝わってしまいますので、職員がやはり働きがいを持って子供たちに接するというような環境が大事であると考えております。

○26番（渡部和子君） 支援員さんが心配しているのは、顔合わせもないままではかから応援を受けてスタートする、それで本当にチームワーク取れるんだらうかということを心配しています。もうぎりぎりほかから支援員集めて何とか人数だけ確保する。それで、私はいいい内容に

なるとはちょっと思えません。それで、これまでもプログラムについても示されました。継続プログラム、体験プログラム、週に4日ほどあるわけですね。これを見て、私ちょっと心配しました。4月のあるルームの内容なんですね。4月当初はそれありません。初めだからですね。第4週、21日の火曜日、英語セイハ、オンライン、22日水曜日、学研個別学習、木曜日、英語で遊ぼうマリア先生、24日の金曜日、オンラインイベント、カズ先生で、週に4日もこういったプログラムがもうずっとあるということが本当にこれ子供たちのためにいいんだらうかと思いました。特にシダックスのほうですけれども、体験プログラムはオンラインが多いと思います。オンラインということは、1か所で、モニターを見て、そのオンラインの体験学習をするって、そういうことになるんでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） プログラムによりましてはそのようなものもあります。例えばダンスなどにつきまして、体育館でモニター越しに先生から指導を受けるようなものなども想定しているというふうに聞いております。

○26番（渡部和子君） ルームによっては非常に人数多いわけですよ。田中北小、541人の人が希望しています。こういった体験学習、一体どうやるのかなって思いました。もちろんやる子、やらない子いると思いますけれども、こんな多くの人数でどうやって体験学習やるんでしょうか。今言ったような体育館で大きなモニターを見て、体験学習、オンラインイベント、カズ先生、英語セイハ、オンライン、こういうことを体育館で多人数でやるんでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。例えばお部屋を分けて、低学年と高学年で理解度が違ったりしますので、部屋を分けるとか時間を少しずらすとか、そういった工夫をしながら実施していくという考えでございます。

○26番（渡部和子君） 支援員の方が非常に心配しています。この中に支援員のプログラムというものもあるんですね、支援員プログラム。支援員の方に聞いたら、こんなこと聞いていないよと。実際には支援員の人にもプログラムを組んでもらうということが行われるということなんでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。今事業者のほうで個別にルームを回って、支援員の方々とどのような形で運営していくかということをお細かく打合せをしているんですが、そういう打合せの中で支援員さんの中で私こういうことができるんだけれども、プログラムぜひやってみたいというような声もあると聞いております。そういう特技などをお持ちの方がそれを生かして子供たちに何か教えるとか一緒に活動するということがあれば、支援員プログラムとして開催するというところもあるというふうに認識しております。

○26番（渡部和子君） 月の計画の中に支援員プログラムってちゃんと書いてあるんですね。支援員に対する説明会の中で突然それを言われて、そんなこと聞いていないよというのが支援員さんの率直な意見だったんですよ。柏市は、民間委託の理由を現在の職員ではプログラムの企画運営は経験も人脈もないので、これはプロに任せたほうがいい。支援員の人材確保、これ困難だから、これも民間に任せたら容易になる。こんなふうに言っていたんじゃないかと思えますけど、それ確認します。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。まず、プログラムにつきましては、今までもルームの中で支援員さんが折り紙を一緒にやるとか、そういうことはされていたと。あるいは、季節行事、例えばクリスマスとかひな祭りとか、季節的なものについて一緒に飾りを作るとか、そういう活動はこれまでもこどもルームでされていまして、支援員プログラム

の中にはそういうものも含まれております。また、人材の確保につきましては、私ども直営でこどもルームを実施していたときには、やはり不足している人員を常に募集をしているんですが、やはり私どもの採用能力が低かったというところもあるのかもしれないんですが、なかなか人が集められないというジレンマがございましたが、民間事業者は広範囲に職員を募集したり、あるいは職員を集めたり、研修したりというスキルがございますので、そこを生かして人員を今新たに採用を進めているところでございます。

○26番（渡部和子君） 民間も常に募集していて、そんなに集まらないと思いますよ。先日古川議員の代表質問に対する答弁で、これまでのこどもルームの予算が15億円、42校全てアフタースクールに移行した場合が26億円という答弁だったかと思います。この26億のうちの8割は人件費だと。だったら、その差額、それを柏市が今の支援員さんに対する待遇をよくして、それでこれまでどおり直営で運営したほうが私よっぽど子供のためになるんじゃないかというふうに思います。4月から20校が民間に委託し、その検証もないまま次の2027年度から残りの22校も委託をする、私これは非常に拙速だなというふうに思います。全国でも今いろんな問題が起きている、富士見市のようにこのまま継続もうできないかどうか非常に微妙なところになっている、そういうところもあるのに何でこれを拙速に進めるんでしょうか。せめて、せめて民間委託でやって、その結果を検証して次を決める、そういうやり方、プロセスを私はたどるべきだと思います。ここはぜひ立ち止まることを求めたいと思います。これまでこどもルームは、子供一人一人と向き合ってきました。保護者とも向き合う、その子の家庭環境も分かっている支援員が。そういった中で、本当に子供の育ちを保障する場だったと思うんですね。これが一体化で民間委託になると、そういった今までのよさは私はもう期待できないなというふうに思います。健やかな成長に責任を負うこれまでのこどもルームとも大きく変わってしまうことを心配します。営利企業に委ねる今回の民間委託には私ども反対ですし、ぜひここは一旦立ち止まり、早急に民間委託を進めることのないように要望したいと思います。以上です。

○議長（坂巻重男君） 以上で渡部和子さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 3時10分休憩

○

午後 3時21分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、永山智仁さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔6番 永山智仁君登壇〕

○6番（永山智仁君） みらい構想かしわ、立憲民主党の永山智仁です。2月8日、衆院選がありました。今回の私の質問でも触れさせていただきましたが、本当に衝撃的な展開の連続でした。関わった各陣営の皆様、選挙管理委員会事務局並びに職員の皆様、それぞれ大変にお疲れさまでございました。思うところ様々ありますが、敗軍の将、兵を語らずということで、通告に従い質問させていただきたいと思います。項目の1、重点分野の政策について、4つの主要政策の進捗と今後の方向性について、前12月議会に続いて伺います。1つ目、ヤングケアラー支援について。昨今ヤングケアラーという言葉の認知度が徐々に高まってきています。昨年11月

の市長選挙でも太田市長が公約に掲げておりましたが、ヤングケアラーと呼ばれる子供たちは人生の経験値が少ないがゆえに、学生である自分が家族のケアを行うことは普通なんだろうなとか、周りから冷たい視線を向けられることが不安で家族のケアをしていることを隠す、あるいはケアを受ける親のほうから周りに言わないでくれとくぎを刺されているなどの悩み、あるいはそれが悩みであるとも感じられない悩みを抱えています。また、子供の支援なのか、医療や介護分野の支援なのかがはっきりしていない部分もあり、制度のはざま、谷間に落ちてしまうことも考えられます。問題を丁寧に把握し、重層的な支援体制を構築していくことが求められるこの課題ですが、生まれ育った環境に左右されないヤングケアラー支援について、柏市としてこれまでどのように取り組んできたのかという成果、そして今後施策をより広く展開するに当たっての課題をどのように捉え、解消していくのでしょうか。2つ目、警察署2署体制について質問します。柏警察署は、管内の刑法犯認知件数、交通事故発生件数、110番受理数が県内最多であることを踏まえ、柏市議会、千葉県議会において2署化が長年にわたって要望されてきました。柏市が千葉県警に対して定期的に柏警察署の2署化について意見交換を重ねてきた事実も承知をしておりますが、昨今の人手不足や県内の警察署庁舎の老朽化、狭隘化状況を踏まえると、この課題の前進が難しいということも感じております。警視庁、東京都のデータではありますが、警察官の受験者数が2010年度は約3万人であったのに対して、2024年度には約8,000人へと急減し、このうち合格者2,000人の4割、約800人が辞退という状況にあるようです。また、千葉県警は、既存警察署の建て替えを進めており、警察署を新設するような見通しはほとんど立っていないように見受けられます。そこで、伺います。柏市としては、警察署の2署化という課題をどのように捉えた上で取組を進めてきたのか、また今後実現に向けた道筋をどのように描いていくのか、御答弁をお願いします。3つ目、福祉避難所について伺います。太田市長も掲げている自然災害に強いまちづくりを柏市として進めていくに当たり、健常者の方の避難体制を強化していくことと同時に、一般の避難所において生活を営むことが厳しい要配慮者の方が少しでも負担なく避難生活を構築できるよう、福祉避難所の整備は災害対策において欠かせないものと考えます。これまで柏市はこの福祉避難所の整備をどのように進めてきたのか、また今後の防災体制の強化に向けてどのように取組を加速させていくのか、御見解を伺います。重点政策の最後、4つ目、認知症判断費用助成について伺います。認知症に限らず、あらゆる病気に共通することとして、年だからしょうがない、診断結果を見るのが嫌だ、お金がもったいないという理由で受診を控える方がおられます。適切な受診を控えてしまうことは、言うまでもなく病気の発見の遅れにつながります。疾病は、本人だけでなく家族の負担にもつながることは言うまでもありませんが、特に認知症はB P S D、行動、心理症状を伴うことから精神面でのストレスが大きいこと、患者が家族を認識できなくなることによる関係性の変化など、患者本人と支える方々のQ O Lが著しく低下すると言われます。こうしたことを踏まえ、柏市における認知症判断費用の助成について検討、取組状況を御教示ください。

項目の2番目は最後に触れます。

項目の3番目、職員の労働条件、まずは(1)、議案第4号に関連する特殊勤務手当について伺います。今般上程されている議案第4号、一般職職員給与の条例の改正に関し、特殊勤務手当の社会福祉業務手当が現行の1,000円から1,250円へなることについては、手当の増額を措置するという面において評価すべきものと考えます。その背景にあるのが2026年度の(仮称)柏市こども・若者相談センターの開設だと思えますけれども、専門的技能を持つ人材の確保、育

成が課題であることは前議会でも取り上げさせていただきました。人材確保という観点からすれば、船橋市の同様の社会福祉業務手当が1,500円であることを踏まえ、さらなる増額も直ちに検討しなければならないとも率直に思います。財政面、人件費の影響も当然考慮しての増額判断だと思いますが、今回の社会福祉業務手当を1,000円から1,250円へ増額するに当たり財政上の影響額はどの程度になるのか、まずお示してください。職員の労働条件について、(2)、子育て部分休業に関連した項目について伺います。子供を持つ職員の方のワーク・ライフ・バランスの充実を図るべく、柏市では育児関係の休暇として育児休業、育児短時間勤務、部分休業、子育て部分休業が制度化されています。先日の我が会派、鈴木議員の代表質問において制度利用者数などについて質問をいたしました。私からは実際にどの程度の取得があったのかを伺います。まずは、2024年度における部分休業、子育て部分休業の取得日数、時間について、事務職員の方、保育士さんなどを含めた全体の数値と保育士さんに限った数値についてお示してください。

次に、項目の4、公共施設、旧田中北小学校跡地について伺います。資料をお願いします。こちらでも前議会で取り上げさせていただきましたが、個別施設再編アクションプランには老朽化が著しく、改修による延命や他の施設機能を受け入れるのは困難なため、防犯及び安全面も考慮して廃止、除却するという記載があることから、これに基づき質問いたします。現在資材費、人件費などをはじめ物価高騰の影響が様々な面に及び、この物価高の最大の原因である円安も収束する気配が見受けられません。すなわち、時間がたてばたつほど経費が上昇している状況です。資料次をお願いします。前議会で鈴木総務部長から解体には数億の経費がかかるという答弁もありましたが、使う見込みのない施設を放置しておくとも数億円の解体経費が十数億円になってしまう可能性もあります。市立柏病院などの事例を見ても決して大げさではないと思います。そこで、今議会で改めて伺います。除却するという明確な方針が打ち出されている以上は、解体経費を抑えるべく早期の除却が必要です。そこで、国の公共施設等適正管理推進事業債、公適債を活用しての除却についてどのように検討がなされているのか、御答弁をお願いします。資料終わります。

次、項目の5、福祉の相談体制、(1)、相談窓口の可視化と体制整備、(2)、言語化しづらい悩み等への相談体制について伺います。相談窓口の可視化とは何ぞやということですが、これはいざ自分が抱えている問題に気づくことができたとき、どこに相談に行ったらよいかを行政が明確にこの問題を抱えている方はこの相談窓口へだったりとか、この問題もその問題も全てこちらの相談窓口でお受けしますといったようなことを示していくということを目指します。例えば先ほど項目1で取り上げたヤングケアラーについても、自分がヤングケアラーなのではないかとようやく気づけても、どこへ相談したらよいか分からないという問題がありました。ここ数年になってようやく言葉が認知され始めましたが、まだまだ認知度の低い問題があります。一部の例としては、カルト2世、3世、ACEサバイバーなどは、ヤングケアラーと同様に自分がその問題の当事者であるかどうか気づきにくい問題です。一方で非常にセンシティブなワードであることも踏まえ、それを気づかせること自体は、現実的には行政が主導していくことはなじまないかもしれません。よって、柏市が行政として取り組むべきは、自分はその問題を抱えている当事者であるということを知ったときに安心して相談できる場所を提供することや、その相談窓口まで適切にエスコートすることだというふうに考えます。柏市では、暮らし、仕事のことなど福祉の総合相談窓口であるあいネットを通じた一人一人の支援を行っ

ているものと思いますが、相談窓口の可視化に対してどのように取組を進めるのか、御見解をお示してください。そして、そうした問題を相談できる窓口を可視化するのと同時に不可欠なのが相談体制の整備です。自分が育ってきた家庭の構造に対して、成人して社会へ出てようやく問題に気づき、相談窓口につながったとしても、具体的に何に困っているのか、すなわち仕事がない、人間関係がうまくいかない、心の病やトラウマを抱えているなどといったことを言語化できず支援につながれないということが懸念されます。その方の背景を理解した相談と適切な保護、本人の意思を尊重しながら社会復帰できる支援体制を構築する必要があります。例えば子供の頃の心のケアについて、トラウマインフォームドケアの概念が近年提唱されています。外から見て問題行動と捉えられる言動の基底には過去のトラウマがあり、それによって現れる問題行動は氷山の一角でしかないことから、なぜその問題が起きているかを見える化するトラウマの眼鏡が必要だと言われます。この場で説明するには時間が足りませんが、これを理解し、習得するためには相応の講習や研修等を受ける必要があります。そこで、伺います。このトラウマインフォームドケアをはじめ、適切な相談体制を構築するための取組について柏市の方針等をお聞かせください。

次に、項目の6、交通行政、シェアサイクルについて伺います。2025年2月5日の導入以来、柏市内におけるステーション数が日に日に増加しているように見受けられます。ここもあそこもステーションになったんだという声も聞いておりまして、市民の日常生活にシェアサイクルが浸透してきているという実感を私も抱いております。一方で急速なステーション数の増加に対しては、利便性の向上というメリットだけでなく、それに付随する課題も事前に把握していかなければならないと考えます。柏市内におけるシェアサイクルステーションの設置基準、現状把握している課題について、まずはお示してください。

項目の7、選挙事務、第51回衆院選の投開票事務における評価と課題について伺います。2024年の前回選挙と比較し、投票率が52.36%から55.04%へ2.68ポイント上昇し、柏市の有権者の関心の高さをうかがうことができた今回の衆院選でした。令和6年第4回定例会においても直近の衆院選の事務に関する質問をさせていただきましたが、解散から投開票までの期間が戦後最短の16日間と非常に限られた期間で様々な準備を行わなければいけない状況であったにもかかわらず、投票整理券の発送、到着が2024年の衆院選と比較して早かったという御意見を伺いました。投票整理券の発送事務について大幅な改善が見られましたが、その要因をどのように考えているのか、お示してください。他方、今後改善を検討しなければならないことも幾つかありました。1つ目が期日前投票所の行列、混雑対応です。先日の塚本議員の代表質問に対する答弁にもありましたが、2月8日、投票日当日が雪予報であることが事前に報じられており、前日、7日土曜日に投票を済ませてしまおうという方が増えたことが混雑した理由かとは思いますが。これに対処するために、期日前投票所の混雑状況のリアルタイムでの発信、端末を操作する職員のスキル向上などを今後の対応策として挙げられていましたが、端末自体の増設については、限られたスペースの中で端末だけを増やしても動線等の問題が発生するとのお答えがありました。それを踏まえて伺います。期日前投票所のスペース自体を拡大することも検討が必要かと思いますが、それに向けた商業施設や公共施設が抱える課題についての認識をお示してください。資料をお願いします。また、確定得票の発表が他自治体に比べて遅かったことも反省点であると思います。小選挙区の確定時刻は、鎌ヶ谷市千葉13区、22時43分、流山市千葉7区、23時15分、我孫子市千葉13区、23時35分、松戸市千葉6区、23時45分であったのに対

し、柏市千葉8区は日付を越えて深夜ゼロ時30分でした。この原因をどのように捉え、改善をしていく方針なのか、御答弁をお願いいたします。

2番目は割愛します。以上で第1問とします。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、染谷副市長。

〔副市長 染谷康則君登壇〕

○副市長（染谷康則君） 初めに、ヤングケアラー支援についての御質問についてお答えをいたします。ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供、若者のことであり、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さによって学業や友人関係などに影響が生じてしまうことが指摘をされております。国においても支援体制の整備や社会的認知度の向上のための広報啓発等の取組を推進しており、令和6年度には子ども・若者育成支援推進法の改正が行われ、ヤングケアラーを国や地方公共団体等が支援に努めるべき対象として明記されたところでございます。柏市においては、毎年市立の小中学校及び市立高等学校においてスクールソーシャルワーカーが中心となり、児童生徒や担任への聞き取り等を行うなど、ヤングケアラーを含む気になる児童生徒の把握に努め、支援が必要な児童についてはこども相談センターと情報の共有を図り、継続的な支援に取り組んでいるところでございます。しかしながら、ヤングケアラーは子供自身が自覚していないことも多く、また家族の悩みを相談しにくい場合も少なくありません。また、周囲が異変に気づいても、家庭の問題に対して介入しにくいということなどから顕在化しにくい傾向にあります。そのため、今後は学校等での気になる児童生徒の把握に加え、ヤングケアラーを適切に把握できるよう実態調査の実施について検討を進めてまいります。実態調査については、令和2年度から4年度にかけて国や千葉県においてアンケート調査を実施しております。いずれの調査も同じ学年を対象に実施しており、お世話をしている人の有無やお世話をしている頻度や時間、日常生活への影響などについて調査を行っているものです。本市における今後の調査に向けた検討では、国や県の調査を参考にしながら効果的な手法を検討するとともに、アンケートへの回答から子供たち自身がヤングケアラーとしての気づきを得られ、自身でSOSを発信することで適切な相談や支援につながる機会にもなるよう子供たちの心情に寄り添いながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。あわせて、ヤングケアラーの支援に当たっては、年代に応じた切れ目のない支援を提供できるよう、こども部をはじめ福祉部、教育委員会等々の関係部署が連携をしながら検討を進め、庁内体制の一層の充実を図ってまいります。引き続き全ての子供、若者が生まれ育った環境に左右されることなく生き生きと暮らし、自らの可能性に挑戦できるまちとなるよう適切な支援に取り組んでまいります。次に、柏警察署2署体制についての御質問についてお答えをいたします。警察2署化につきましては、本市の重要課題として、平成16年以来千葉県警察本部に要望をしてまいりました。直近では令和4年8月に文書による要望を提出し、新たな警察署の設置による2署化及び柏警察管内における警察官の増員について要望をしてきたところでございます。また、令和5年及び6年には、口頭ではございますが、要望を行っております。しかしながら、現段階では2署化に対する進展は見られていない現状にあります。柏警察の令和7年の定員は371名であることから、千葉県警察のホームページでは380人程度の配置となっておりますが、千葉県内における警察官1人当たりの負担をする人口を比較しますと、県内全体の平均が警察官1人当たり647名であるのに対し、柏警察では警察官1人当たり1,132名で、平均との大きな差がある状態でございます。このような

状況を踏まえ、本市といたしましては2 署化という要望を求めつつも柏警察の警察官の増員について要望をしてまいりたいと考えております。いずれにしましても、千葉県警察本部としっかりと連携を図り、市民の皆様の安全、安心の確保に努め、治安体制の構築を目指してまいりたいと考えております。次に、福祉避難所についての御質問についてです。災害時に配慮を必要とする高齢者や障害者等で助言や支援などの特別な配慮が必要で、一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者の方々が避難生活を送るための福祉避難所の整備につきましては、本市において重要な課題と認識をしております。災害発生時には、要配慮者も含め近隣センターや学校体育館などの一次指定避難所に避難をしていただき、施設の設備が不十分であったり、支援が必要で避難生活が困難な場合に、より設備や条件の整った2次避難所である福祉避難所へ要配慮者の方々に避難をしていただくことになっております。本市の福祉避難所としては、現在までに福祉施設や障害者施設が45か所、その他宿泊施設など33か所、合計78か所の福祉避難所の協定を締結し、その整備に取り組んでまいりました。一方で福祉避難所の整備に当たっては幾つかの課題もございます。災害時要配慮者の対象は非常に多様であり、高齢者をはじめ身体、知的、精神等の障害者、医療的ケアを要する方など個々の状況、特性に応じた支援が求められるところでございます。また、通常の避難所とは異なり、福祉避難所においては支援者の確保や施設の環境整備、家族等移送してくれる方がいないときの移送方法等、乗り越えなければならない多くの課題もございます。このような課題を解決していくためには、まずは協定を結んでいただいている施設等や今後御協力いただける施設等の御理解と具体的な支援内容の協議が不可欠であることから、現在改めて御協力いただけるかを含め、障害者施設等へ体制や課題についてヒアリングを始めたところでございます。また、福祉避難所の整備や運用に関する他市や先進市の情報収集、意見交換を努めるとともに、庁内関係部署との連携を強化し、今後予定しております地域防災計画の見直しの中で福祉避難所の在り方を改めて考えるとともに、災害時の職員の行動計画についても総合的な視点で検討をしております。最後に、認知症判断費用助成に関する御質問についてです。令和4年に近隣自治体における認知症判断費用助成事業及び類似の事業の導入状況や実施状況を調査したところ、個々の受診費用の助成を行うのではなく、ある一定の年齢の方を対象に物忘れ検診を実施する自治体が多いことが分かりました。さらに、無料検診の実施をしている自治体でも検診受診率が対象者の0.17%であるなど、とても低い状況だということ、また無料検診は既に症状が進んだ方が対象となりがちであり、早期の段階での発見には必ずしも至るものではないことが分かりました。認知症は、症状が進んでから発見するものではなく、その一歩手前、より早期の段階で気づきを得ることが重要です。そのため、柏市医師会や市内の認知症疾患医療センターなどの専門家と協議を重ね、柏市では無料検診の手法ではなく、より早い段階での気づきを促すため、具体的な周知啓発活動を実施することといたしました。具体的な周知啓発のツールとして物忘れチェックシートを作成し、令和5年6月より活用を開始しているところでございます。物忘れチェックシートは、まだ症状が軽微な段階や日常生活の中でふと気になった段階で活用することができるようになっております。より多くの市民の皆様手に取っていただけるよう、市内の地域包括支援センターや老人福祉センター、近隣センターなどの公共施設のほか、市内医療機関や郵便局などにも配架し、また民生委員や介護支援専門員にも配付し、周知啓発を行っているところでございます。このチェックシートにつきましては、毎年約3万枚程度を配付しております。また、令和6年度に地域包括支援センターの総合相談等においてチェックシートを活用して相談対応を行

った850件のうち、8件が受診につながっております。さらに、チェックシートのQRコードから物忘れチェックサイトにアクセスすることで現在の症状を知らせることができ、相談窓口である地域包括支援センターの御案内をしております。令和6年度は、このチェックサイトへのアクセス件数が年間4万8,000件を超えており、早期発見、早期受診のきっかけとして、また不安の解消のために気軽に活用いただけているものと考えております。引き続き地域包括支援センターを中心に当チェックリストの周知啓発を強化し、その後の相談、受診にスムーズにつながるよう取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 総務部長。

〔総務部長 鈴木 実君登壇〕

○総務部長（鈴木 実君） 私からは、まず児童相談所における特殊勤務手当についてお答えをいたします。現在児童相談所につきましては、その開設に向け、千葉県や特別区の児童相談所へ職員を派遣しております。職員の特殊勤務手当の水準につきましては、現在派遣先の特別区の手当額は、児童相談所に従事する職員については950円、一時保護所に従事する職員については1,470円となっているところ、本市職員の手当額については児童相談所、一時保護所ともに1,250円に引き上げるための給与条例改正の議案を今定例会に提案をしております。また、本市につきましては、別途夜間業務に従事する一時保護所の職員については夜間特殊業務手当があり、今回の条例改正案により夜間の全部を含む業務に従事した場合には3,550円が手当額として支給されることから、給与額的に派遣先との給与賃金差は縮まっているものと考えております。ただし、地域手当を勘案いたしますと、処遇や待遇による賃金の差が引き続き生じている状況にあり、待遇面での格差が人材流出のリスクにもなり得るものと認識をしております。待遇改善の必要性につきましては、他の職種とのバランスや公平性の観点からも慎重な検討が必要であると考えておりますが、人材の確保、定着の視点からも引き続き他自治体の動向等を注視しながら検討を進めてまいります。なお、社会福祉業務手当改正に伴う影響でございますが、今のところ150万円程度と見込んでおります。次に、保育園職場における子育て部分休業の取得状況についてお答えをいたします。子育て部分休業は、職員の子育てと仕事の両立の促進を目的として、令和6年度から本市が導入をいたしました。法令に基づく制度といたしまして、未就学の子を持つ職員を対象に部分休業を設けていることに加え、市独自の子育て部分休業は小学校1年生から3年生までの子及び障害者手帳を交付されている小学校6年生までの子を持つ職員を対象にしております。子育て部分休業や部分休業は、子供の送迎等で決まった時間帯に取得する使い方が想定されます。一方、子供の体調不良等で突発的に休む必要が生じた場合を想定した制度として子供休暇がございます。子育て部分休業や部分休業は、取得した分に応じて給与が減額されることから、各職員が必要な期間や用途等に応じて各種制度を選択しながら活用しているものと捉えております。このような中、子育て部分休業及び部分休業の昨年度の申請者数は、両制度合わせまして157名、うち保育園勤務職員は29名となっております。また、1人当たりの平均取得日数及び時間数は、職員全体では74日、82時間であったのに対し、保育園勤務職員は37日、32時間となっております。このように保育園勤務職員の取得日数や時間数が職員全体の数よりも少なくなっていることは、保育園職場におけるシフト勤務や職員の配置基準を満たす必要があるという特殊性もその一因となっているのではないかと考えており、利用促進に向け、状況の把握と職員体制や業務効率化などの勤務環境の改善を継続していく必要があると認識をしております。今後も十分に周知していくとともに、取得を希望する職員から

相談があった際には丁寧に対応し、個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方が選択できるよう必要な数の保育士の採用や業務改善等を行いながら、取得しやすい環境づくりにも努めてまいります。

最後に、旧田中北小学校の跡地活用に関する御質問についてお答えいたします。旧田中北小学校につきましては、公共施設等総合管理計画第2期計画において令和7年度から令和16年度の計画期間中に廃止、除去すると定めております。また、建物の老朽化が著しく、大規模な修繕を行わなければ既存校舎の本格的利活用は困難であることもこれまで御答弁申し上げたとおりでございます。これまで市長部局及び教育委員会事務局の関係部署と連携しながら、他自治体の調査研究及び庁内部局における具体的な活用策の検討を進めてまいりましたが、現時点において庁内での有効な活用策を見いだすには至っておりません。そこで、前議会で御答弁させていただきましてとおり、民間事業者からの提案や意見を収集し、跡地を活用した事業の市場性や実現可能性、参入意欲などを把握するサウンディング型市場調査の導入を検討しているところでございます。特に市街化調整区域内に位置するという立地特性もあり、このサウンディング型市場調査につきましては、既存建物の利活用も含め民間事業者の視点から幅広い提案をいただくことを想定しており、民間が持つノウハウや発想により本市が想定していなかった活用方法が見いだせる可能性もあると考えております。また、議員から御指摘いただきました公共施設等適正管理推進事業債の活用につきましては、維持管理費の継続的な支出や物価高騰による将来的な解体費用の増加といった課題を抱える中、令和8年度まで活用が可能であることは認識をしております。しかしながら、一方で活用可能性を十分検討しないまま建物除去を進めることは、将来的な活用の選択肢を狭めることも懸念され、まずは建物や跡地の活用可能性について民間事業者の意見を聞くなど、調査研究を踏まえた上で方向性を定め、建物の除去の可否及び時期について判断してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、第2期計画に掲げた基本方針の一つとして定めた財産の活用と管理運営費の縮減に基づき、貴重な市有財産である旧田中北小学校の跡地活用においては最大限に有効性を図り、かつ早期に対応していくよう努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 福祉部長。

〔福祉部長 矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君） 私からは、福祉の相談体制についての御質問についてお答えいたします。初めに、相談窓口の可視化と体制整備についてでございます。近年ライフスタイルや価値観の多様化など社会情勢が大きく変化する中で、様々な福祉課題や生活課題に関する調査研究が進み、新たな概念を表す用語も生まれております。これらの言葉は、社会的に広がりつつあるものの本人が問題として認識していない場合もあり、何かをきっかけに自らの状態に気づいたとしても、家庭内の問題として捉えてしまうことなどから誰にも相談できず、一人で悩みを抱えることがございます。議員御質問のとおり、そのような中でも適切な相談窓口にたどり着くことができれば、問題の悩みの解決に一步近づくことができるものと考えております。一方でインターネット等、新たな用語を手がかりに相談窓口を探そうとすると、必要な情報が十分に得られないということがあることも認識しております。新たな概念である用語の悩みに相談窓口が対応するに当たっては、その方がなぜ今そのような状態になっているのか、不安や困難の背景は何かを丁寧に聞き取ることが重要と考えており、個々の状況に応じ課題を整理し、解決に近づけていけるような相談体制の構築に向けて努めてまいりたいと考えております。本

市では、令和6年度から福祉の総合相談窓口に悩み相談AIチャットシステムを導入しております。本システムは、相談者が今どのようなことに悩んでいるのか、どのような支援を必要としているのかについて、単語や短い言葉であってもAIの相談員と対話を重ねることにより、本人が自覚していない課題や希望する支援などを整理することが可能なツールとなっております。また、AIの特徴として新たな用語や略語にも即時に対応しておりますので、悩みを聞き取りながら、相談者の御希望で同意が得られれば福祉の総合相談窓口から連絡が入るシステムとなっております。悩みを抱えた方が社会的孤立に陥ることのないよう24時間相談できるAIチャットシステムの周知や啓発を進めるとともに、相談内容に応じた適切な相談窓口案内ができるシステムの構築を図れるよう取り組んでまいります。次に、言語化しづらい悩み等への相談体制についてお答えいたします。心の健康や精神的な問題に関する悩みは、その内容を言語化しづらく、他者に伝えることが難しい場合があり、適切な支援につなげるためには相談窓口の体制を整えるとともに、相談員の質の向上が不可欠であると認識しております。その上で、さきに申しあげましたAIチャットシステムなどのITを活用した環境整備を進めることにより、行政の相談窓口につながりにくい若年層にも対応できるよう取り組むとともに、従来の相談窓口についてもより充実を図ることが重要と考えております。また、相談窓口の相談員につきましては、社会福祉士や精神保健福祉士といった有資格者であり、随時外部研修を積極的に受講し、新たな知識を取り入れるとともに、庁内関係部署との情報連携により最新の情報や知見を習得していただけるよう努めております。今後も新たな情報の収集や専門分野に関する研修を活用し、相談員の資質向上に努めるとともに、相談者と信頼関係を深め、必要とする支援につなげられるよう相談体制の強化を図ってまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、シェアサイクルについての御質問にお答えいたします。本市では、令和7年2月に柏駅や南柏駅周辺エリアなどを中心に約60か所のサイクルステーションでサービスを開始し、その後エリアの拡大を続け、令和8年3月時点において約130か所のステーションで運用しているところです。ステーションの選定に当たっては、市民の移動利便性の向上を図ることを目的とし、公園や道路等の候補を挙げ、歩行者の通行を妨げないか、既存の施設利用に支障はないか、死角等の防犯面の課題はないかといった点を確認するため、市職員と事業者が必ず現地調査を行い、総合的な判断の下、決定しております。これまでの課題といたしましては、サービス開始当初は事前周知の不足から設置に関する御意見をいただくことがございました。これを受け、現在は公有地に設置する際には必要に応じて近隣自治会等を訪問し、直接御説明を行うとともに、掲示板や回覧板による周知に御協力いただくなど丁寧な対応に努めております。その結果、現在は特段のトラブルもなく、円滑な運用が図られております。今後も利用動向や利用ニーズを的確に把握し、関係事業者と緊密に連携しながら、市民、来訪者の皆様にとって利便性の高い移動手段となるよう努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 関野昌幸君登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（関野昌幸君） 私からは、選挙事務についての御質問にお答えいたします。まず、令和6年の前回の衆議院議員選挙に比べ投票所整理券の配付が早く対応できた理由についてでございますが、今回の選挙は解散から選挙執行までの期間が戦後最短の16日

間と非常に厳しい期間となりました。1月19日に高市首相から解散総選挙日程の正式な発表がございましたが、発表日までに当局では投票所整理券の原稿案を既に作成しており、発表後直ちに校正、印刷を開始し、1月23日には郵便局に投票所整理券を持ち込み、1月26日から1月30日の5日間で市民の皆様へ投票所整理券を配付したところでございます。今回の選挙においては、投票所整理券の作成業者及び柏郵便局の工期短縮に当たり全面的な御協力もあり、最短の工期で対応できたものと考えております。次に、期日前投票所のスペース拡大についてでございますが、商業施設等については施設側と協議の上、待機列スペースの確保と併せて期日前投票用地を決定しております。商業施設等の広いイベントスペースなどは、施設としての利用頻度が高く、衆議院解散総選挙などの短期間での選挙が執行された場合に確保が難しく、施設側からも了承も得られておりません。投票に来た市民が迷わないようにするため毎選挙同じ場所を投票所にする必要があるため、確実に借用できる場所は限定されてしまうという課題があるところでございます。投票所スペースについては、課題もございますが、今後も工夫しながら投票所の混雑解消に努めてまいります。最後に、開票発表までの時間が遅かった原因についてでございますが、今回の選挙では開票所が沼南体育館となり、開票開始時間が通常より15分遅れて開始となりましたが、令和4年7月に参議院議員選挙において投開票において集計ミスが発生し、開票終了時刻が午前7時近くになってしまった反省から、本市では、その後の選挙において当日投票所の投票者数を確定するに当たり、投票終了後に再度の投票用紙の残枚数のチェックを行ってございます。その集計作業に時間を要してしまったことに加え、投票者数を千葉県選挙管理委員会にシステムで送信することになっておりますが、千葉県選挙管理委員会への送信手続がスムーズにできなかったことも重なり、投票者数の確定報告ができず、小選挙区の候補者の開票状況報告及び開票結果確定も遅れてしまい、皆様には大変御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。今後の開票作業の迅速化に向けて、人員体制や機器類の増加など開票事務の改善を行うとともに、千葉県選挙管理委員会と密に連携を取りながら、開票結果が選挙人の皆様がいち早く公表できるように取り組んでまいります。私からは以上となります。

○議長（坂巻重男君） 第2問、永山智仁さん。

○6番（永山智仁君） それぞれ御答弁ありがとうございました。2署化の話をちょっと副市長に伺います。引き続きめげずに2署化と警察官の増員を求めていくという答弁だったと思いますが、結構難しいと思うんですよね、採用者も減ってきて。ちょっとめげていただいて、ちょっと転轍して、例えば今自動応答システムとかを結構先駆けて柏警察署なんか入れていたりするので、方針をいっそのことちゃんと転換をして、例えばそういう新しいシステム、さっき福祉のほうでAIのチャットボットとかという話ありましたけども、そういうシステムができたときにはいち早く例えば柏警察署に導入してくれとか、方針をそろそろ転換しないといけない時期に来ているのかなと思います。それでもめげずに求めていくかどうか、ちょっとお答えをお願いします。

○副市長（染谷康則君） 確かに警察官、我々市役所もそうですけども、職員の採用というのはとても苦戦されているというのはお聞きしていますが、要望をお出ししてから期間がかなりたっているんですけども、なかなか難しいというようなことがないままに今まで要望を続けているところもありますので、先ほどちょっと御答弁もさせていただきました要望はしつつと言いながらも、やはり人というのは確保していただきたいというのはすごくありまして、確かにAIとか、そういう形での技術的なものの解決できるものというのは柏警察署ぜひ取

り入れていただくということもありますけども、やはり人の数というのは警察の場合とても必要だなというふうな部分もございますので、その辺を併せて今日いただいた御意見も含めて千葉県警察本部のほうとお話をしていければなというふうに思います。以上です。

○6番（永山智仁君） 千葉県警もない袖は振れないと思いますので、現実的にちょっともう事態が膠着しちゃっていると思いますので、前に進めるようにお互いに話し合いをこれからも続けていただきたいなと思います。福祉避難所の件、福祉部長にお伺いさせていただきます。答弁の中でありましたけども、千葉県のホームページ、令和4年12月1日現在ですけども、福祉避難所の指定協定状況って書いてありまして、県内54のうち宿泊施設、柏市33とおっしゃっていましたが、県内54市町村のうち宿泊施設と締結しているのって館山と柏だけなんですね。理由はちょっとよく分からないんですけども、逆に言うと高齢者施設とか障害者施設のほうでそういった方を受け入れるというのはイメージがつくんですけども、この宿泊施設の中で受け入れるというのは具体的にどういう協定の内容になっているのでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。宿泊施設に関しましては、人の受入れ、避難者含め、帰宅困難者含めて、福祉避難所も含めての協定になっておりまして、対象者といたしましては対応できる例えば妊婦さんですとか、身体状況的には動けるんですけども、なかなか集団の中でなじめない方ですとか、また介護必要な方の介護者ですとか、そういう方を想定しておりますので、重度の方の受入れというところは議員おっしゃるように施設という想定でございます。以上です。

○6番（永山智仁君） ありがとうございます。あと、福祉避難所って、問題として実際に開設とか運営した経験がないとか少ないとか、そういう自治体がいっぱい多いと思ひまして、何を準備すべきかとか、そういう理解とか準備が進んでいないケースがあるというふうに思います。ちょっとごめんなさい、危機管理部長にもお伺いしたいんですけども、例えばこういう訓練のために総合防災訓練とかやられていると思うんですけども、その訓練の中に位置づけるかどうかという、それも含めてなんですけれども、福祉避難所の位置づけとかを危機管理部としてこれからどういうふうにやっていくかということをちょっと端的に御答弁いただけないでしょうか。

○危機管理部長（熊井輝夫君） お答えいたします。福祉避難所というか、そういった障害のある方とかというのは介護度だとか、そういったものが、レベルというんですか、段階があるかと思ひますんで、訓練等については今回の帰宅困難者訓練もそういった方に参加をさせていただき予定だったんですけども、ちょっと体調が悪くて参加できなかったということもありましたんで、そういったところでそういった訓練も少しできれば、実際のときにどうやって対応すればいいのかというヒントではないですけども、そういったものはあるかなとは思っております。以上です。

○6番（永山智仁君） おっしゃるとおり、実際にやってみないと課題とかが分からないと思いますので、せっかくな訓練やっているとしたいと思いますので、そうしたところでもまた生かしていただければというふうに思います。

田中北小のところなんですけれども、ちょっと方針がいまいちよく分からないんですが、柏市役所として使い道がないなら民間事業者からの提案や意見を収集すると。ただ、建物は除却、解体の方針とアクションプランに定めてある。無理やり読み解くと、民間と協議するときも、何かよく分かんないですけど、更地の前提で進めるのか、建物の活用も含めて検討するのか、

でも解体、除却って書いてあるというのが分からないんですけど、そこのどっちなのか、解体するのか、どういうふうになるのかというのをちょっともう一度御答弁いただけないでしょうか。

○総務部長（鈴木 実君） お答えさせていただきます。田中北小につきましては、公共施設総合管理計画の第2期において除却というところで今位置づいております。ということなので、除却を検討する中では当然除却につきまして今後どんな負担が発生するのか、そういったところは並行して検討しておるんですけども、並行してその中で何か違う活用方法があるのか、ないのか、そこら辺も併せて検討していく中で、今回民間の活用などのほかの事例もございますので、そういったものも併せて検討してきたことでございます。今後につきましては、一応計画上は除却というところで第2期計画についてはのっておりますけども、毎年の中ではアクションプランということでその計画の中身も必要に応じて見直しをしていくということになっておりますので、現状確かに今除却と言っておきながら民活の検討をしているというのはちょっとおかしいというところは、そごといいますか、ちょっと違いがあるというのは認識しておりますので、その書き方については除却を見直して新しい書き方、どう書くかは今検討しておりますけども、そこら辺を見直すかどうかも含めて、分かりやすいようにしていきたいというふうには思っております。

○6番（永山智仁君） ありがとうございます。よかったです。前向きな答弁得られて、明らかにそごが出ているというふうには思いますので、しっかり見直していただかないといけないなというふうに思います。アクションプランって結構位置づけとしては上のほうだと思いますので、そういうところでそごが出て、議会の答弁とそごが出ていると、結構市民の方の関心も高いところでございますので、これは早急に手をつけていただきたいなというふうに思います。

シェアサイクルのところお伺いをさせていただきます。徐々に増えてきているということは非常にいいことだと思いますし、実を言うと私も今朝使いまして、非常によかったなというふうに、私も常日頃から使っているんですけども、運営が民間企業なわけですから、当然採算性というものを重視していくと思うんですね。当然民間、運営しているほうからすると、採算が取れないステーションは撤去しようということになっていくと思うんです。でも、これからどんどんこのシェアサイクルが広まって行って、自分は利用しているのに採算性が取れないからって撤去されちゃったみたいなの、何かコミュニティバスの問題とかと似通うようなところがあると思うんですけれども、そういった場合、地域は残してほしいけど、業者は撤去してほしい、採算性が取れないからみたいなきに、土木部としてはどのように対応していくんでしょうか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。現在はステーションなんかを御要望に応じて増やしている段階ですけども、将来にわたって、議員御指摘のとおり、そういった採算性の問題であったりということで変わっていく可能性ありますので、それらは一つ一つまた事業者と、あと地元の御意向とかを確認しながら、残しておくのか、または撤去してまた別の場所という形で、そういった柔軟に対応していくのが必要なんじゃないかと思っております。以上です。

○6番（永山智仁君） 柔軟に対応するというのは非常に聞こえはいいんですけども、実際やってみるとそういう何かトラブルというか、地域の人と業者さんと何かトラブルが起きかねないというふうに思います。採算性とかもちろん大事なんですけども、ちょっとヒアリングの段階で聞いたんですけど、市の土地、公園とか無料で貸しているということなので、公共性にも十分配慮して基準とかをつくってほしいなと思うんです。広げていくためには、さっき業

者さんと職員さんで現場を見て総合的に判断をしているという御答弁だったと思うんですが、ちょっと属人化しているなという印象もあったんですね。なので、広げていくに当たっては明確な基準みたいなもの、例えばホームページに載つけられるような、数値までは出さないにしてもそういう基準的なものを明確に出していかないと、浸透もしていかないとというふうに思いますけれども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。確かにステーションの選定に当たっては明確な基準を設けているということではなくて、候補地を挙げて、先ほど第1問でも答弁しましたように、そこに障害がないとか、そういった支障の部分を現地で確認しているというところなので、今後そういった基準も含めて定めていくのか、そこら辺事業者と調整しながら決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○6番（永山智仁君） 動向はこれからも注視していきたいと思えますし、しっかり私も利用していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

選管のほうにお伺いします。報道等で御存じかもしれないんですが、県のほうのニュースがありまして、261、これ県の選管です。261時間最長で残業した人がいると。平均で見ても229時間という、これ県の我孫子の水野県議が質問の中で明らかにしたって書いてあるんですけども、柏市ではどんな状況なんでしょうか。もし数字が出せれば出していただきたいですし、教えてください。

○選挙管理委員会事務局長（関野昌幸君） お答えします。柏市のほうでも解散総選挙の報道があった日以降1月中旬から選挙まで職員は毎日残業してございます。実際選管の職員、管理職を除く7人の平均値で見ますと、大体226時間ぐらい、最高で240時間ぐらいの残業をしてございます。以上です。

○6番（永山智仁君） ちょっと衝撃ですね。単月100時間、連続80時間という過労死ラインをもう優に超えているという状況ですね。ちょっとごめんなさい、最後市長にお伺いしたいんですけども、働くことを軸とする安心社会という理念に市長も共感はいただいていると思うんですけども、この過労死ラインを優に超えていると。衆議院選挙の実施で過労死が起きたみたいなことというのが本当に起こりかねない状況です。こういった状況に対して、突然の解散とか、そういう状況に対してどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○市長（太田和美君） 御質問ありがとうございます。今回本当に急な解散によりまして、市の職員には多大な負担がかかったものだというふうに思っております。それに加えて事務ミスがないように丁寧に作業していかなければいけないということもございまして、そのような中でも柏市の市役所職員としては例年より100人増員して開票事務に当たったということもございまして、残業時間もしかりでございますけれども、このような形で市の職員が一生懸命本当に頑張っていたいただいた御苦勞をぜひ高市総理には御理解いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○6番（永山智仁君） 本当に急な解散の罪深さみたいなところがここにあるのかなと思えます。前回の臨時議会でも今回かなり物価高対策、予算編成、それから衆議院選挙と、かなりの突風というか、かなり強い瞬間最大風速みたいなのが飛んだということで、今後あまりないと思えますが、ぜひそういうことは私も高市総理認識していただきたいと思えますし、あらゆる場面でそういうことをぜひ発信を市長にもしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（坂巻重男君） 以上で永山智仁さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第2、休会に関する件を議題といたします。

お諮りいたします。

明7日、明後日8日の2日間は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は来る9日、定刻より開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時22分散会